

4 「地域活動を基盤にした協働社会のあり方」研究報告書

目 次

1	研究概要	175
1.1	目的と背景	
1.2	先行研究	
1.2.1	町会活動にかかる研究	
1.2.2	コミュニティ研究	
1.3	調査の内容	
2	地域社会を取りまく背景と現状	179
2.1	コミュニティ行政と住民参加	
2.2	住民ニーズの多様化と自治体の役割	
2.3	地域社会の担い手をめぐる動き－地方分権と非営利活動－	
2.4	地域社会を支える資金 －ふるさと納税制度と公益法人制度改革－	
2.5	地域社会を支える人－社会貢献意識、世田谷区民意識調査－	
3	世田谷区における協働の取り組み	183
3.1	条例	
3.2	計画	
3.3	NPO等との協働事業ほか	
3.4	協働促進事業を通じて見えてきた課題	
4	団体からみた参加と協働	190
4.1	各団体聞き取り調査	
4.1.1	各団体聞き取り調査の整理	
4.1.2	各団体聞き取り調査の分析	
4.1.3	地域活動の現状	
4.1.4	地域活動の課題	
4.2	NPO法人の現状と抱える課題－協働研究会における議論より－	
5	協働社会に向けての課題と整理	208
5.1	情報	
5.2	資金	
5.3	人材・地域活動団体同士のネットワーク	
5.3.1	人材－リーダー的人材の必要性－	
5.3.2	地縁団体と地域活動団体のネットワーク	
5.4	地域活動団体と行政の共通のルールづくり	
5.5	4つの要素の融合から協働社会へ	
	さいごに	218
	資料	219

1 研究概要

1.1 目的と背景

家族や地域とのつながり、人と人とのつながりが希薄になっている現在社会の中で、福祉や環境、防災・防犯などの都市における地域生活の諸課題を解決していくためには、区と区民・事業者がともに協力することが欠かせない。1995年の阪神淡路大地震を契機として、まちの安全安心のために、日頃から地域で支えあい活動を行う有効性と重要性が再認識された。1996年以來の地方分権改革の推進では、住民に身近な基礎的自治体はその運営において、住民とのパートナーシップで課題解決へ取り組むことが重要とされている。しかし「協働」という表現は、スローガンとしては十分な魅力をもっているものの、実際に即した場面での運用や発展のためには、誰が、どのようにすれば良いのかなど、協働の仕組みが明らかになっていないまま取り組みを重ねているのが現状である。

世田谷区は1982年に全国に先駆けて「まちづくり条例」を制定し、ハード・ソフトの両面でのまちづくりを先駆的に進めてきた。こうした取り組みにより、住民参加が進展した経緯の中、今後の豊かな地域社会への発展のためには、より住民主体で取り組んでいく必要がある。様々な角度から協働にアプローチし、ねばり強く、理論と実践を重ねていくことが、世田谷のまちづくりの発展に寄与することにつながる。

地域社会において、区民参加・参画を進展し、区民と行政が共に課題を共有し協力して解決していくための論点を明らかにし、その方策のための資料を整理することで、協働社会への道筋を示す。まず、次項において、これまでも行政と協力関係のもと地域において公共の担い手となってきた町会の活動と、町会エリアに関わらないコミュニティ論に係る先行研究を紹介する。

(協働のとらえ方)

NPOや地縁団体などの様々な地域活動団体と行政が、地域での課題解決に向けて、課題の認識・目的、プロセスを共有し、お互いの特性を十分に発揮しながら、解決に取り組むことを「協働」の定義とした。さらに、本研究においては、地域で起こる課題を立場の異なる複数の主体が協力して解決していく体制として捉え、地域課題解決のための方策としてとらえた。

1.2 先行研究

1.2.1 町会活動にかかる研究

日本全国にくまなく整備され、伝統的な地域住民自治組織として地域社会をリードしてきた町会は、多くの研究者によって様々な視点から研究されてきた。

戦後の地域社会研究や地域集団研究の基本的な立場は、第二次世界大戦後の復興の過程で、農村社会を基盤とする日本の前近代社会をどのようにして近代化・民主化していくか

というものであり、それゆえ町会を近代化・民主化に逆行する組織として否定的に評価する論調が大多数であった(近代化論)。こういった論調においては、町会の加入単位が個人ではなく世帯にある点、全戸加入を原則とする点、移転してくると半強制的・自動的に加入させられる点といった町会の基本的特徴は、個人の自発的意思を出発点とみなす近代集団の原理に反すると考えられたのである[磯村 1953]¹[奥井 1953]²[鈴木 1953]³。

町会を近代化・民主化に逆行するものとして捉える論調は、1960年代に入っても根強く残っていた。しかし、この時期になると、近代化論とは対照的に町会を封建遺制としてではなく、地域住民生活に根付いたものとして肯定的に捉え直そうとする論調が見られるようになる。こういった論調は、町会を日本に独自の集団類型(=文化の型)と見なしていたことから、「文化型論」と呼ばれる[近江 1958]⁴[中村 1962, 1964, 1965]⁵。

近代化論と文化型論の激突による「町内会論争」では、「いくつか非常に重要な問題が提起されたが、残念ながら町内会を好意的に評価するか、それとも否定的にみるかという点でのイデオロギー的な対立が前面に出てしまい、論争自体はなんらみるべき成果を生みだすことなく立ち消えになった」[玉野 1993:12]⁶。しかし、「町内会論争は、その後、『近代化』論による『文化型』論批判、『文化型』論自体の推敲を経ていつその深まりをみせていくという主張にもあるように[吉原 2000:241]⁷、1980年代になると、町会をめぐる議論は新しい局面に進むこととなる。町内会論争が遺した非常に重要な問題提起が、様々な研究者によって研究され、直接的にも間接的にも町内会論争に刺激された様々な主張が派生していくこととなるのである[岩崎 1989]⁸[中田 1990]⁹。

1.2.2 コミュニティ研究

コミュニティの定義は多義的で94の定義を研究したG.A.ヒラリーによれば、エリアとし

-
- 1 磯村英一, 1953, 「都市の社会集団」, 『都市問題』44-10, 35-50, 東京市政調査会
 - 2 奥井復太郎, 1953, 「近隣社会の組織化」, 『都市問題』44-10, 23-33, 東京市政調査会
 - 3 鈴木栄太郎, 1953, 「近代化と市民組織」, 『都市問題』44-10, 13-22, 東京市政調査会
 - 4 近江哲男, 1958, 「都市の地域集団」, 『社会科学討究』3-1, 181-230, 早稲田大学社会科学研究所
 - 5 中村八郎, 1962, 「都市的発展と町内会—都下日野町の場合」, 『地域社会と都市化』II-A, 79-154, 国際基督教大学社会科学研究所
 - 6 玉野和志, 1993, 『近代日本の都市化と町内会の成立』, 行人社
 - 7 吉原直樹, 2000, 『アジアの地域住民組織—町内会・街坊会・RT/RW』, 御茶ノ水書房
 - 8 岩崎信彦ほか編著, 1989, 『町内会の研究』, 御茶ノ水書房
 - 9 中田実, 1990, 「コミュニティと地域の共同管理」, 倉沢進・秋元律朗編著, 『町内会と地域集団』, ミネルヴァ書房, 191-216
- , 1964, 「三鷹市の住民組織—近郊都市化に伴うその変質」, 『近郊都市の変貌過程』, 99-178, 国際基督教大学社会科学研究所
- , 1965, 「都市町内会論の再検討」, 『都市問題』56-5, 69-81, 東京市政調査会

ての「地域」や関係としての「社会的相互作用」「共通の絆」などを共通の要素として挙げている。その中で R.M. マッキーバーの定義が代表とされ「社会生活の社会的存在の共同生活の焦点：ある共同生活の行われている地域空間」と述べており、「或る共同の関心または諸関心の追及のために明確に設立された社会生活の組織体であるアソシエーション」[R.M. マッキーバー 1917]¹⁰と対比整理している。都市計画の分野では、1920年代から、コミュニティを単位とした計画づくりが進められた。その中でコミュニティを単位として C.A. ペリーが提案した「近隣住区」neighborhood unit は小学校区程度の規模区域を、周囲を幹線道路で取り囲み、内部にオープンスペース（公共空間）を確保し、学校その他公共施設を中心に配置し、商店街を街区の周辺部に配置し循環交通を進め通過交通を防ぐものであった。ペリーはこうした都市施設を配置する中で住民が顔を合わせて関わりをもつ機会を高めるコミュニティ形成を考えた。こうした中で様々な国でコミュニティ論が論じられている。例えば、新大陸での大量な移民による新国家建設を進めた20世紀の米国では、産業革命で都市部への急激な人口集積が衛生悪化や住宅供給不足をもたらす中で、農村と都市の良い部分を足し合わせた「田園都市構想」[E. ハワード 1902] から影響を受け、民間宅地業者によるコミュニティ建設や、W.L. トーマス、R.E. パークスになどシカゴ大学を中心にアーバンニズム論などの研究がされた。わが国でも、農村から都市への急激な人口移動の中で、都市を研究対象にする都市社会学が生まれ、それまでの農村社会学での鈴木栄太郎の自然村の概念や米国での R.E. パーク自然地区などの影響を受けながら磯村栄一、倉沢進、鈴木広、中村八朗などによる研究がされた。とりわけ倉沢進による1956年、千葉県市川市、船橋市の調査、1966年東京都小金井市の調査、中村八朗による1966年神奈川県湘南地区調査など近郊都市化と市民意識形成にかかる調査分析をつみあげた。こうして「コミュニティ論は、その関心対象をコミュニティ意識、コミュニティ成員の相互作用、コミュニティ施設と集団、コミュニティごとの処理システム等々に移し変えながら発展してきている」[森岡清志 2008]¹¹。こうした研究とあわせて、コミュニティ施策の流れは、1969年9月に国民生活審議会コミュニティ問題小委員会による報告書を経てコミュニティ施策検討が進められた。平成17年4月に総務省は、省内の「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」からの報告「分権型社会における自治体経営の刷新戦略ー新しい公共空間の形成を目指してー」を発表した。同報告書では、新たな刷新戦略として、地域協働の概念を掲げ、地域協働による公共的サービス提供のあり方を述べている。さらに平成19年には、自治体、民間研究機関からなる「コミュニティ研究会」を設け、平成19年度に「中間とりまとめ」を発表した。まとめでは、少子・高齢者や過疎化が進む中で、地域の見守りや子育て支援などセーフティネットの重要性が増していると報告されている。その一方、市町村合併で自治体は大規模化し、分権社会のなか住民自治を重視するために

¹⁰ R.M. マッキーバー, 1917, 「コミュニティ論」

¹¹ 森岡清志, 2008, 「地域の社会学」, 有斐閣アルマ, 29

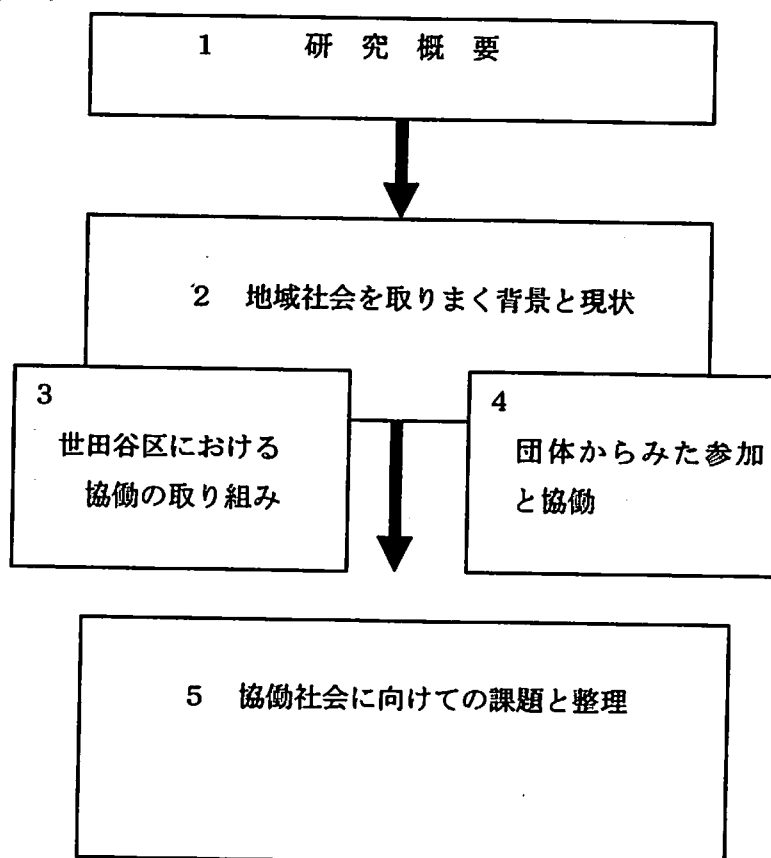
地域の共生の力を高める方法が議論され、「プラットフォーム」「ICT」などの改革の必要性が述べられている。その後、平成20年2月から、同まとめを受けた「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」が発足し、更にコミュニティへの理解を深め、地域に役立つ機能、その条件、支援の具体的手法について議論がされている。

1.3 調査の内容

世田谷区の町会においても、先行研究にあるような、町会の変遷をたどっているといえるが、具体的に世田谷区における現状や課題を明らかにする必要がある。また、コミュニティ形成から主体となって地域活動へと具現化したボランティア団体やNPO団体についても、その現状と課題を明らかにする必要がある。

そこで、平成19年度・20年度にせたがや自治政策研究所が研究調査を実施した。平成19年度は、主に団塊世代を対象に地域活動への参加を促していくための有効な支援策について検討を行った。それを踏まえて平成20年度は、参加から協働の仕組みへの発展を見据えて、国の動き・取り組み状況と世田谷区における協働事業への取り組み、地域活動団体へのヒアリング内容をまとめた。そのうえで、先進事例の紹介をまじえ協働社会を築いていくための課題を整理した。本研究は、都市社会学の定性的調査分析手法をとりながら、公共政策へのアプローチを試みる方法で進めた。

(研究の流れ)



2 地域社会をとりまく背景と現状

地域社会を取り巻く状況が大きく変化している。山積する地域社会の課題を解決し豊かな地域社会を築いていくためには、区民・団体・行政の「協働」の仕組みが欠かせない。かつて「住民参加」「まちづくり」という言葉が、一般化し実の伴うものとなるまで、どれ程の時と試行を繰り返し、社会に定着するに至ったのだろうか。そして今日は「協働」が注目されている。住民と行政が対等の立場で協力し、地域社会を創造していく「新たな、次の社会」が目前に迫っている。本章では今日までの地域社会の現状等を紹介したい。

2.1 コミュニティ行政と住民参加

コミュニティ行政の推進と住民参加が叫ばれてから多くの時間が経っている。コミュニティは、一般的には「人々が共同体意識をもって共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団、地域社会、共同体」と訳される（大辞林）。また社会学における多くの定義の中で、R.M. マッキーバーによる「ある共同生活の行われる地域空間」（1917 `Community`）が代表的なものとされている。またコミュニティ行政は1969年9月、国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告「コミュニティ生活の場における人間性の回復」を受けて、1971年の自治省による「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」がスタートと言える。以後、都市化に伴って発生した問題解決のために様々な自治体でコミュニティ施策が生まれ、コミュニティセンターが設立されてきた。今日の評価では、住民相互の関係が希薄になった大都市での進展が進まなかったことと、コミュニティセンターの設立などハード面での傾向が強かったとされている。とはいえ、多くの自治体で公共への住民参加が積極的に取り組まれ、住民参加が大きく進んだといえよう。

2.2 住民ニーズの多様化と自治体の役割

一方で、住人ニーズの多様化・複雑化が進んでいる。介護、子育て、教育など、従来は家族や地域の中で解決するものとされてきた課題が、今日では行政を含めた社会全体で取り組むべき課題となっている。

かつては、家族や地域の中で対応してきた様々な課題も、地域の関係が希薄になったため、地域で解決を図れず、家族の中で解決できない課題は、今では、真っ先に自治体に連絡・相談し処理を依頼することも少なくない。都市の生活が、より便利に、より快適になるにしたがって、家庭の中で処理していたことが、家庭の外に委ねられるようになった。今では、安価に迅速にいつでもどこでも外部のサービスを利用することができる。倉沢進は「地域における課題解決・処理の仕組みを、相互扶助システムと専門処理システム」として説明した。また「社会の規模の拡大と技術の進歩により社会的分業が飛躍的に拡大し、対価を支払うことで生活問題を専門処理に任せる時代へ移行していく」[倉沢進 1998]¹²と

¹² 倉沢進, 1998, 「コミュニティ論—地域社会と住民活動」, 日本放送協会出版

している。「共同問題の公共化と公共化した問題の処理過程への住民の参画や、行政的意思決定過程への住民の介入を許容しうる行政処理システムを構築することである。この点を抜きに、コミュニティ形成を語ることはできない。」（森岡清志, 2008）

そこで、これらのニーズを、どのように、効率的に処理をしていくのかが、社会全体の問題としてとらえられ、自治体の政策形成やマネジメントに連なる。その解決にあたり、自治体自らの事業として直接行うべきもの、住民や団体と分担して実施していくべきもの、民間事業者等に委ね、その質を監視する役割に徹するものなど、様々な対象と場面を選択する必要がある。住民ニーズが多様化する中、地域の課題を解決するためには、住民参加を発展させ、住民とともに課題を解決するパートナーとして、協働で取り組む時代となったといえよう。

全国の自治体で、昨今、協働を自治体運営の基本におく動きが活発になっている。市民と行政の関係の変遷を、「①対話の時代、ふれあいと交流 ②参加の時代、市民参加を誘う課題解決型コミュニティ ③協働の時代から市民主体の時代、自治的コミュニティ」と定義している [大石田久宗, 2004]¹³。

2.3 地域社会の担い手をめぐる動き —地方分権と非営利活動—

地方自治体の役割は、「住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施すること」（地方自治法 第一条の二）にあるのは言うまでもない。この自治の理念に沿って、地域住民のニーズに、自治体が的確に応えて豊かな地域社会をつくるには、最も住民に身近な基礎的自治体の役割と責任が重要なものとなる。こうした期待の高まりから、1995年から、地方分権への取り組みが活発化している。1995年の地方分権の決議、分権法の施行を経て、2006年4月から地方分権改革推進法が施行した。同法では、1995年の地方分権推進法の理念を受け継ぎ、「国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われる」ことを目的としている。今回の地方分権が、明治維新、第二次世界大戦後の民主化、につづく第三の改革といわれる。この分権改革を実のあるものにしていくには、条文にある「個性豊かで活力に満ちた地域社会」を、それぞれの地域で実現していくことが、当該自治体に課せられている。こうした社会の実現には、行政のみが公共サービスを実施して達成できるものではないことは明らかであり、住民、団体、事業者等地域の構成員全てが協力して地域を、社会を創りあげていく必要がある。もはや、地方分権改革は、構想や議論の段階から、住民と行政がともに推進していくことが問われている実践の時代に突入した。

¹³ 大石田久宗, 2004, 「近隣自治の仕組みと近隣政府」, 都市センター, 85-86

地方分権改革と並んで、公共を支えるために取り組まれたのが、平成 10 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法」（通称 NPO 法）である。これまでは、公共の活動は行政の仕事とされ、限られた分野や主体についてのみ分野別に主管官庁（及び都道府県）が認める公益法人の認可制度により運営されてきた。しかし、こうした官が支配し独占する制度から、官民間わず、非営利活動を支えていく仕組みとなった。法施行後、今日まで区内で約 370 団体が認証を受け登録されている。これからは、非営利の分野に大きな注目が集まり、地域活動の担い手となることが期待されている。

地方分権改革が、自治体と国の対等の関係を築く礎となったのに対して、特定非営利活動促進法は、公共の問題の解決を図るパートナーとしての非営利活動の主体を明確に位置づけるものである。この 2 つの制度改革が、豊かで活力に満ちた地域社会を創出する担い手を住民、団体、事業者、行政であることを後押ししているといえよう。

2.4 地域社会を支える資金 ーふるさと納税制度と公益法人制度改革ー

現在、地域での公益的な活動は、自主財源だけで賄われているものは少ない現状にある。行政や民間機関からの補助金や寄付の比重が高い。行政からの補助金は、自治体や国が税を財源として、それぞれの主務官庁や部門が補助事業として決定し交付される仕組みである。住民はこの税の仕組みの中で、納付先や使い道などを自らの意思で選択することはできない。また民間活動への寄付においては、必ずしも税の減免等は整備されておらず個人の寄付による資金の流れが極めて限られている。平成 20 年 4 月 30 日の地方税法等の改正により、個人住民税の寄付金税制が拡充される形で、ふるさと納税制度が導入された。自らが希望する自治体への寄付 5000 円を超える部分については、個人住民税所得割の概ね 1 割を限度として控除の対象とされる。総務省の「ふるさと納税研究会」では、本制度の意義を納税者が自治意識により、自分を育ててくれた「ふるさと」への貢献にあるとしている。納税者の側からみると、これまでの住民登録地への納税義務に加え、納税者自らが、選んだ地域への貢献のために寄付という形をとり資金的な支援ができることになった。これまでの納税システムのなかで、ふるさとへの地域貢献への道が開く大きな変化である。

一方、平成 20 年 12 月には、公益法人制度改革三法が施行した。この改革は、戦後、民法で定められていた公益法人制度を抜本的に見直し、これまで行政など一部の公法人が独占していた公共の課題の解決を、「民間が担う」ための税制の構築を目指すことに意義がある。これにより、公益社団法人、公益財団法人の利益に対する法人税の優遇措置、個人が当該公益法人へ寄付をした際の所得税および住民税に関わる控除措置などが認められるようになる。平成 25 年 12 月までの新制度移行により、民間が担う公共的な課題解決への資金の新たな流れが期待できる。ただし NPO 法人制度はそのまま存置され、現在税制面での優遇が利用できる認定 NPO 法人の認定数が少ない中で、当該制度改革がどのような影響を及ぼすかが注目されている。

いずれも、公益的なサービスを支えていく資金が、これまでの流れから、より多様な選択肢で住民自らが選ぶ時代へと変わりつつある。

2.5 地域社会を支える人 ―社会貢献意識、世田谷区民意識調査―

平成20年2月に内閣府が発表した「社会意識に関する世論調査」によると「社会のために役立ちたいと思っているか」との問いに「思っている」と回答した割合は、昭和49年(1974年)の調査が35.4%であったのに対し、69.2%と大幅に増加した。逆に「あまり考えていない」と回答した人の割合は、28.5%と49年の調査の52.8%より減少した。この問いに関して「思っている」と回答した人の割合が、「あまり考えていない」と回答した人の割合より多くなったのは、昭和61年(1986)で、それ以降、その差は拡大している。また、都市規模別では「思っている」と回答した人の割合は、大都市で高い。

平成18年6月(2006年)の世田谷区民意識調査2006でも、「定年退職後に地域活動に参加したい」と回答した人の割合は55.2%（「参加したくない」と回答した人の割合は37.3%）である。同調査は、「定年後と地域社会」に限定して質問をしているが、30歳代から60歳代で「参加したい」と回答した人の割合が6割を超えており、前述の内閣府の調査と同様、過半数の人が社会への貢献意識、地域社会への参加を望む結果となっている。

これらの調査結果から、地域社会へ参加し貢献する意識は確実に高まっていると言える。協働社会を目指していく現在、住民の側での参加意識は整いつつあると言える。

3 世田谷区における「協働」の取り組み

3.1 条例

世田谷区では、条例や計画の中で、施策を進めるにあたって「協働による取り組み」が数多く謳われている。

平成7年の世田谷区環境基本条例を初めとして、平成20年1月現在までに8本の条例の中で「協働」の表現が使われており、今では施策を進めていくにあたり、推進にあたる基本的な理念や方策などにおいて、協働による手法をとることが定着しつつあると言っても過言ではない。

表1 条例における「協働」の表現

	条例名、使用内容	施行日
1	「世田谷区環境基本条例」 ・前文で使用。 「…区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、 <u>協働</u> して環境を守り育てていかなければならない。」	平成7年4月1日 (一部1月1日)
2	「世田谷区地域保健福祉推進条例」 ・第15条の総合的推進で使用 「(7) 区と区民との <u>協働</u> による福祉のまちづくりの推進)」	平成8年4月1日 (一部10月1日)
3	「世田谷区風景づくり条例」 ・前文で使用。 「ここに、区民、事業者及び区は連帯し、かつ、 <u>協働</u> して、先人たちがはぐくんできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、新たな都市風景を形成し、創造していくことを確認し、風景づくりを進めることを目指して、この条例を制定する。」 ・第12条で使用。 「第12条 区長は、区民等及び区が <u>協働</u> して風景づくりを推進するため、次に掲げる機会を設けるものとする。」	平成11年4月1日
4	世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例 ・第6条で使用 「第6条 区は、共生社会の推進に当たっては、区民等と <u>協働</u> するよう努めなければならない」	平成16年4月1日
5	世田谷区国分寺崖線保全整備条例 ・前文で使用	平成17年4月1日

	<p>「ここに、区民等、事業者及び区は連帯し、かつ、<u>協働</u>して、世田谷区において水と緑に恵まれた自然環境を有する国分寺崖線の保全及び整備を図り、環境の世紀にふさわしい緑豊かな住宅都市づくりを推進するため、この条例を制定する。」</p>	
6	<p>世田谷区健康づくり推進条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文で使用。 「…区民、地域団体及び事業者と<u>協働</u>して行う地域社会全体の健康づくりの推進に関する施策に総合的に取り組み、活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 ・第1条（目的）で使用 「第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本的な事項を定め、区、区民、地域団体及び事業者の<u>協働</u>による健康づくりを推進することにより、区民の健康を増進し、もって区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。」 ・第3条（基本理念）で使用 「第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。（2）区、区民、地域団体及び事業者は、<u>協働</u>による健康づくりの推進に関し、それぞれの意思及び主体的な取組を尊重し、責任及び成果を分かち合うこと。 ・第8条（行動指針）で使用 「第8条 区長は、区民、地域団体及び事業者と<u>協働</u>して健康づくりを推進するため、それぞれの目標、役割等を定めた行動指針（以下「行動指針」という。）を策定しなければならない。」 ・第10条（区民、地域団体及び事業者との<u>協働</u>の機会）で使用 「第10条 区長は、区民、地域団体及び事業者と<u>協働</u>して健康づくりを推進するため、次に掲げる機会を設けるものとする。」 ・第14条（情報の提供並びに調査及び研究）で使用 	平成18年4月1日

	<p>「第14条 2 区長は、区民、地域団体及び事業者が行う健康づくりの推進に関する活動を普及させるため、健康づくりに効果的な知識、手法及び技術に係る調査及び研究を地域団体及び事業者と協働して行うものとする。」</p> <p>・第16条（人材育成及び活用）で使用。</p> <p>「第16条 区長は、区民、地域団体及び事業者と協働して、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用を図るものとする。」</p>	
7	<p>世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例</p> <p>・前文で使用</p> <p>「ここに、文化及び芸術の振興についての基本理念を明らかにし、区、区民、民間団体等の協働による文化及び芸術の振興に関する施策により、心に潤い、ゆとり等を感じることができる区民生活及び地域社会を実現するため、この条例を制定する。」</p>	平成18年4月1日
8	<p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例</p> <p>・前文で使用。</p> <p>「世田谷区は、梅丘地区での住民参加の福祉のまちづくりを契機に、バリアフリーの普及及び学習のための催し、道路、公園等及び民間建築物のバリアフリーの推進等個性豊かで先駆的な取組を区民と協働して行うことによりまちづくりを進めてきた。」</p> <p>・第1条（目的）で使用。</p> <p>「第1条 この条例は、区、区民及び事業者の相互の理解及び協働の下に、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づき、生活環境の整備を推進していくための基本的な事項を定めることにより、区民の社会的な自立及び社会参加の機会を確保し、もって安全で安心して快適に住み続けることのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>・第3条（区の役割）で使用。</p> <p>「第3条 区は、この条例の目的を達成するため、区民及び事業者との協働により、生活環境の整備に関する施策を推進するものとする。」</p> <p>・第22条（ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の指定）</p>	平成19年4月1日

	<p>で使用。</p> <p>「第 22 条 4 区長は、推進地区において区民、事業者及び関係団体との <u>協働</u>により、公共的施設及び集合住宅の生活環境の整備が促進されるよう、必要な措置を講ずることができる。」</p>	
--	--	--

3.2 計画

「世田谷区基本計画」（平成 17 年度～平成 26 年度）においては、その基本的な考え方において、「協働の推進」を掲げ「区は、行政の責任領域を見定めた上で、地域で活動を繰り広げる区民、事業者等と、これまで主に行政にゆだねられてきた公共の領域において新たな開発を進展させ、連携・協働の一層の充実を図り、区民生活に必要なサービスを総合的に実現することが必要となっています。世田谷区はこの基本計画をとおり、活力ある地域社会の実現に向けて、区民、事業者等との連携・協働を一層発展させていきます。」

（基本計画 2005 第 2 章 計画の考え方 P17）その他、各分野の計画において「協働の推進」が掲げられている。

表 2 主な計画（例示）

	計画名 「協働」の表現
1	<p>『世田谷区みどりとみずの基本計画』（平成 20 年度～平成 29 年度）</p> <p>「世田谷みどり 3 3」の実現には、区民、事業者と区が連携し、めざす姿を共有しながら、<u>協働</u>で進めていくことが必要です」（第 6 章、計画の実現のために 6-1、区・事業者・区民の役割、P78）</p>
2	<p>『世田谷区産業ビジョン』（平成 20 年 3 月）</p> <p>「産業ビジョンの指し示す将来像の実現、及びそのために施策の展開にあたっては、行政、産業界、関係団体などをはじめとする世田谷に集う様々な活動主体の<u>協働</u>が必要です。…」（推進のしくみ、P75）</p>
3	<p>『世田谷区環境基本計画』（緑と水の環境共生都市）（平成 17 年 4 月）</p> <p>「また、区民、事業者、区の<u>協働</u>による取り組みと、環境マネジメントシステムによる進行管理を行い、計画を推進していきます。」（第 3 章、環境保全等に関する目標と施策展開の考え方、P22）「この計画の推進にあたっては区民・事業者・区がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めるとともに、お互いに<u>協働</u>することが必要です。」（第 6 章、計画の推進の方策、P50）</p>
4	<p>『世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』（平成 19 年 3 月）</p> <p>「高齢者の保健福祉施策を推進していくためには、地域資源（区民や事業者など）との連携・<u>協働</u>による取り組みが欠かせない。多様な手法や機会を活用する</p>

	ことにより、幅広く区民や事業者などの参加、参画を促進し、 <u>協働</u> による取り組みを総合的に推進する体制を整備する。」（第4章、計画の推進、P96）
5	『改定 地域交通基本計画』（平成20年8月） ① <u>協働</u> の必要性：総合的な交通施策の推進や交通インフラの整備等は、行政の重要な役割です。しかし高まる公共交通への期待に「区民・NPO等、事業者、行政の <u>協働</u> による交通まちづくりを推進していくには、区民・NPO等、事業者、行政の三者の <u>協働</u> ・連携が必要です」 ② 交通まちづくりにおける <u>協働</u> のあり方：パブリックコメントに加え、構想・計画段階から住民参加・参画を図るため、内容や検討過程に応じて手法を工夫し、段階的な合意形成を図りながら交通まちづくりの推進を図るとともに、自主的な地域の取り組みを積極的に支援していきます。」（3-2 交通まちづくりの目標実現のための基本的な考え方、2）区民・NPO等、事業者、行政の <u>協働</u> による交通まちづくり、P33）

3.3 NPO等との協働事業ほか

平成12年4月に協働を推進する市民活動推進課が設置された。1年間の調査研究を経て、平成13年度から事業委託の形式で区とNPOが協力して取り組む「パートナーシップ事業」に取り組み、協働のモデル構築を目指した。平成14年度からは、対等の関係構築をめざして、事業委託方式から、目的の共有、対等性、透明性、相互性をうたった「協定」を締結した補助方式による「コラボレートプロジェクト（協働事業、現在の協働促進事業）」を実施した。このプロジェクトは、区が設定したテーマ課題に対してNPOから企画提案があげられ、その中から区所管とNPOが協定を結ぶもので「子育て情報の収集及び提供」など5つの事業を展開し評価検証を行った。併せて、NPO法人格取得を目指す団体にその立ち上げ時の資金の一部を支援する「ベーシックサポート」も開始した。平成15年度は、上記2事業に加え、設立後のNPOの基盤づくり・自立を支援する「ステップアップフォロー」を実施し、3団体を支援した。この年に「NPOとの協働実践マニュアル」をまとめ、区職員の啓発を図った。平成16年度以降もこうした事業を推進し（ベーシックサポートは平成15年度、ステップアップフォローは平成18年度まで）、NPO団体との協働を模索し、協定による事業実施・評価を繰り返し積み上げ、平成20年度からは新たな展開のための検討見直しが行われている。

表3 協働促進事業の実績（平成14年度～19年度）

20年度は実施中

実施年度	事業数	事業名
平成14年度	5	「子育て情報の収集と提供」「地域風景資産選定活動情報収集・PR活動」「高齢者健康モデル事業」「保育サービ

		スの第三者評価手法の研究」「新しい公共の構築を促進する協働手法の確立と実践」
平成 15 年度	4	「外国人が暮らしやすい環境づくりプロジェクト」「住民主体の地域型痴呆予防プログラム活動支援プロジェクト」「成年後見制度利用支援事業」「地域安全安心まちづくりプロジェクト」
平成 16 年度	3	「せたがや魅力発信プロジェクト」「中高年の居場所づくりプロジェクト」「成年後見制度支援事業」
平成 17 年度	5	「桜丘地区における緑を中心とする住民主体のまちづくり」「聴覚障害者のための災害時行動マニュアルの作成」「地域教育基盤プラットフォームの構築」「市民活動団体の評価システムづくり事業」「視覚障害者パソコン教育支援システム構築事業」
平成 18 年度	3	「風景の魅力さがし促進事業」「視覚障害者への情報提供手段（SPコード）の検証及び普及検討」「団塊世代の意識調査と生涯現役モデル事業創出準備」
平成 19 年度	6	「区内文化・芸術関連の民間施設及び活動状況の実態調査」「地球温暖化防止等における環境学習プログラムの拡大 1」「同左 2」「シニアの社会参加のための地域二ード調査」「高齢者当認証住宅入居者見守りサービス」「高齢者等物件探し・支援サービス」
合 計	26	

また上記の協働促進事業のほかにも、区役所内の各所管課では多くの事業がNPOと何らかの連携・協力・委託等により進められている。平成 15 年度から平成 19 年度までで、連携・協力・委託を行った団体数や事業件数は表 4 の通りである。

表 4 世田谷区とNPOとの連携・協力等のまとめ (市民活動推進課 08.8.27 資料より)

関係	数	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
連携・協力	団体数	41	39	46	194	193
	件数	41	39	47	138	135
委託	団体数	28	31	47	84	69
	件数	28	31	47	84	69

このほかにも区は、町会・自治会の活性化のためのPRや、地域での多様な連携の促進

に積極的に取り組んでいる。

3.4 協働促進事業を通じて見えてきた課題

平成14年度から19年度にかけて協働促進事業として取り組んだ26の事業を通じて、実際に協働事業を実施した所管やNPOから次のような検証・評価の意見があった。

- ① 所管課とNPOとの間で事前に十分な協議を行って、協定書を作成することが重要である（事業目的、協働イメージの共有や役割分担、責任の所在、成果物の所有権など事業の各実施段階を想定した話し合い）。
- ② 公募期間を長くするべきで、事業によっては複数年での協働事業も検討すべきである。
- ③ 第三者による評価の手法を取り入れることはできないか。
- ④ 区が事業をコントロールしたいという委託事業の発想が捨てきれない。
- ⑤ NPOが事業を継続する体力（資金面）がなく、単発的な取り組みとなってしまう。

協働促進事業を進める中で、「お互いの強みを活かせる協働事業ならではの可能性が広がる」、「会議等で連絡を密にとったおかげで情報を共有し、共通の目的に効果的に取り組めた」、といった肯定的な意見も多くあげられた。その一方で上記のとおり、区が事業の成果をコントロールできないことへの不安や、対等な関係を確保する難しさ、役割分担があいまいとなることへの懸念等も指摘されており、協働による事業展開というこれまでと異なる事業手法を確立していくための問題点が浮き彫りとなっている。

また、表4のとおり、区では100を超える連携・協力の事業を実施しているが、6年間で26件の実施があった協働促進事業の取り組みへとどのように広げていくかという課題もある。「協働」を進めるための、唯一の正しい回答が用意されているわけではない。それぞれの自治体、団体が試行を重ねていく中で見出していくべきものである。世田谷区のこれまでの豊富な区民参加を土台にして、どのような協働を繰り広げていくのかが問われている。これまでの協働促進事業における検証・評価に加え、区民や団体の受けとめ方を認識し、協働社会の基盤をつくるための課題を整理する必要がある。

4 団体からみた参加と協働

4.1 各団体聞き取り調査

4.1.1 各団体聞き取り調査の整理

平成 19 年度、平成 20 年度と 2 年間にわたって、世田谷区内で活動する町会、高齢者クラブ、NPO、各種ボランティア団体など「地域活動の担い手」に聞き取り調査をおこなった。そこでまず本項では、各団体における聞き取り調査から得られた知見を整理する。

①A 町会

【町会の特徴】

A 町会は、加入率 90%を超え、積極的に活動をおこなっている町会のひとつである。多岐にわたる活動のなかでも、特に力を入れているのは防災活動と青少年健全育成活動であり、後者については、青少年委員会を町会が独自に設置し、23 年間続いている小学生対象のオリエンテーリングを実施するなど地元の学校とのつながりを重視している。また、地元の商店街や老人介護施設「きたざわ園」との連携も長年続いている。このような積極的な活動が地域に浸透しているためか、新規居住者についても、町会長や事務員が呼びかけるとほとんど加入してもらえするという。

【町会に携わるようになった経緯】

現在 82 歳になる A 町会長は、麻布に生まれ、渋谷で育ち、終戦直後に強制疎開で世田谷に移り住んだ。出征し 20 歳のときに復員した後、K 鉄道に入社して定年まで勤めあげた。町会に携わるようになったのは、27 歳のときに「無理やり頼まれ」たことがきっかけになったようだ。仕事柄、夜勤があり「1 日おきに家にいるもんだから」、「町会の仕事もやっってくださいって言われて強引に引っ張り込まれた」そうである。そのため定年退職直後もすぐに誘いの電話がかかってきて「ちょっと助けてくれ」ということで役員を引き受けることとなった。

【町会の今後に関する考え】

大きな組織を持ち、積極的な活動をおこなっている A 町会でも、役員の担い手は 60 代から 70 代、80 代であり、担い手不足は問題になっている。しかし、その中でも新規加入者は増加傾向にあり、現在の地域に根付いた活動は今後も継続していくと会長は自信をもって、会社を退職したことがきっかけで企業社会から地域社会に戻り、町会に加入するといった人も「なかにはいますね。進んでなってくれる人もいるし」ということであり、団塊の世代が地域社会に戻ってくることに對して「入りたいって言ってくる人がいるんだから。うん。そういうのはありがたい」と寛容である。おおらかな会長の人柄もあるが、子どもが毎日挨拶をするなど、町会の活動が地域にしっかり根付いているという実感があることが、自信につながっているのではないだろうか。

②B 町会

【町会の特徴】

B 町会の加入率は 80%を超える。地域に居住する約 900 世帯のうち、741 世帯が会費を納入しており、そのうち単身世帯が 366 世帯である。そのため、転出入が多いが、直接加入を呼び掛ける以外に、アパートなどは所有者と交渉し管理費というかたちでまとめて支払ってもらするなど、柔軟に対応しているようである。その一方で地域内の高齢化も深刻で、町会活動のなかでも高齢化対策に最も力を入れており、敬老の日のお祝い、単身高齢者への火災報知機の贈呈、区の災害時要援者支援活動への協力をおこなっている。その他に力を入れている活動としては、下北沢駅周辺の商店街の落書き消し活動がある。この活動は高く評価され、環境問題に重点を置いた町会として表彰されたこともある。また、小・中学校などと協働しておこなうなど、防災活動にも力を入れている。

【町会に携わるようになった経緯】

B 町会長は父親の代から現住所に居住し、今年創立 70 周年を迎える H 小学校卒業後、私立中学校に進学、付属の大学を卒業し、大手酒造メーカーで定年まで勤め上げた。現在、地域内にアパートを数棟所有し、そのうちの一室で暮らしている。町会長には定年退職直後の平成 15 年 4 月に就任した。サラリーマン時代におこなっていた地域活動について質問すると、「全然(やっていない)」と笑って答える B 町会長が、役職経験が無いまいきなり町会長に就任したのは、前会長が任期満了で退任するにあたり、長年町会活動に携わってきた奥様を町会長にという声がかかるなか(奥様は子どもの受験が終わった頃に友人に誘われミニコミ誌に参加し、それをきっかけに青少年育成委員など地域活動に幅広く関わっている)、「髪結いの亭主じゃないが町会長の亭主というのもおさまりが悪い。妻がやるなら自分が」という思いと、人々の共同の場である地域活動に対するアカデミックな興味から、自身の会長就任を受諾した。ちなみに B 町会は、最近監査として役員になった商店会のメンバー 1 人を除いて、役員はすべて女性である。

【町会の今後に関する考え】

B 町会でも、他の町会と同様に担い手不足は深刻であり、「地域社会の今後は基本的に暗い見込み」だそうである。しかし、悪材料ばかりではないという。経済低成長の社会の中で国家財政も悪化し、社会保障もどうなるかわからない中で、「自助・協助」の重要性が増してくる。人々が必要性を痛感して、はじめて町会などの地域活動が盛んになるであろうと考えている。そして、「自助・協助の意識」は「隣近所の良いお付き合い」から始まるという。いきなり町会に入って違和感はなかったか尋ねると、「自分と意見の異なる人ともきちんと議論し、話し合っただけで決めたことはきちんと守る。それは、企業社会も地域社会も変わらない」と力強く答える一方で、町会長は楽しいですかと質問したところ、「やめられるならやめたい」と冗談を言いつつ、なかなか思い通りにならないことも多く、ストレスもたまると苦笑されていた。

最後に、団塊の世代の地域復帰の可能性について質問したところ、やはり「難しい」の一言であった。企業社会で生きてきた人は「上司に無理を言われながら、散々嫌な仕事をしてきた」ので、趣味など他に魅力的な活動がたくさんあるなかで、退職後もすぐに組織で働こうとはなかなか思えないというのが大きな理由である。ちなみに会社時代の友人たちの中で B 町会長のよう地域活動をしている人はほとんどおらず、友人からは「町会長なんてよくやるな」と言われるそうだ。

③C 町会

【町会の特徴】

C 町会は、加入率 70%を超え、上述の 2 つの町会同様、活動が盛んな町会である。この町会も役員に女性が多く、男性の役員が町会長を含めて 3 人で、残り 20 人ほどの役員は全員女性である。地域の高齢化と防災・防犯の重視という問題意識のもと、町会の中で早くから支え合い活動を活発におこなってきた。また、季節ごとの行事に重点を置き、地域内の小学校で開催されるふるさと祭りに協力している。旅行や老人会活動、体操など様々な活動において地域外の住民を受け入れている点も注目すべきである。

【町会に携わるようになった経緯】

今年 73 歳になる C 町会長は、小学校 4 年生まで朝鮮の日本人学校に通い、終戦前に栃木県宇都宮市に家族と引き揚げたのだが、空襲に遭い、終戦直後に現住所に引っ越してきた。町会長自身は区立の工業高校から大学に進学し、機械関係の技術職として製粉会社に就職した。サラリーマン生活時は、海外も含め地方勤務も多く、会社員生活の約半分は単身赴任をしていたという。従って、現役時は夜回りや休みの日にある催し物に顔を出さず程度しか町会とは関われなかったそうである。定年後も 10 年ほど単身赴任を続けていた C 町会長の転機は、生涯大学に通ったことである。4 年前に生涯大学に入学し、会社での人間関係とはまったく違う、一緒に学ぶ仲間を持つ喜びを感じ、地域に目が向いたところで、前町会長の熱心な勧誘から、副会長、そして町会長へと就任した。

【町会の危機的現状】

C 町会長に対する聞き取り調査からは、現在の町会が直面している危機的現状について厚みのある情報を得ることができた。ここでその情報について整理しておく。

C さんが町会長になって最初に驚いたことは、副会長と会長の仕事量の違いであったという。「(町会長に)なったとたんに 1 日に会合が 2 回とか 3 回とかあって」それに出席せねばならず、さらに自動的に町会長がやる仕事も増えている。どうしても出席できないときは他の役員の人をお願いをしているが、新しい仕事が増えていくばかりでは「(町会長としての)お役目が十分に果たすことができないという心配」があるそうだ。

もちろん、この背景には町会が抱える仕事が増加傾向にあるという点が挙げられるのだが、これは二つの側面に分けることができるだろう。1 つ目は、「地域の問題の可視化」で

ある。不安が不安を呼ぶような現状で山積していく様々な社会問題は、実は地域で解決していかなければならないということに多くの人が気づき始めているのである。そして、地域の問題が誰の目にも見えるようになってくると、地縁組織である町会に当然のことながら期待が集まっていく。C町会長によると、防災・防犯活動に加えて、最近では高齢者や子どもを対象とするような活動が増えてきているそうである。そして、そういった活動の増加の「問題はそういう面倒を誰がやるか。そうすると、お年寄りのちょっと手前の元気な層がそういう仕事をやってるわけですよ。要するに、変わってきているんだけど、変わってきていることに対応した活動をしないと駄目なんですよ」と認識している。つまり、地域の要望に応じて、町会も活動範囲をひろげているのだが、それを埋めるだけの人材が不足しているのである。人材不足については後に詳述する。

地域の問題の可視化に加えて、町会活動の増加傾向に拍車をかけているのが、2つ目の「行政からの協力要請」である。年に1回、世田谷区内の町会・自治会長、行政担当者が集まり、町会が抱える問題や今後の運営方法などについてグループトークをする場があるのだが、2008年度の集まりでは行政から町会に対する協力要請が非常に多くなってきているという話題があがった。行政からの要請があまりにも多いため、「どこの町内でも全部こなしきれないで、結局中途半端な点もだいぶある」らしく、町会によっては「うちは何もしないんだ」と強い抵抗感を示すところもあったようである。

次に、人材不足の問題について整理する。C町会は、町会がどこまで地域を代表する組織でいられるかという点を深刻な問題として捉えている。これは、「活動メンバーの高齢化・後継者不足」や「新しく地域に入ってきた人との関わり」などの要素が絡み合って立ち現れてくる問題である。活動メンバーの高齢化や、それにとまなう人手不足を防ぐために、常に新しいメンバーを取り込んでいかなければ、町会は地域を代表する組織であることが困難になってしまう。そして、メンバーを取り込むためには新しく地域に入ってきた人との関わりが欠かせないのである。

まず前者の「活動メンバーの高齢化・後継者不足」についてみてみよう。実際、前述のグループトークの場で多くあがった話題は、活動メンバーの高齢化と後継者不足であったという。C町会長が「だんだんと地元の方は高齢化して少なくなっちゃうんですよ。子どもさんも少ない。しかも子どもさんは必ずしもそこにいるとは限らない。それに対してほかから入ってくる人は地域とは縁の薄い人、そうなりますとね、町内活動自体がだんだん難しくなってくる」と認識しているように、高齢化の問題はC町会にとっても非常に深刻なものである。町会の役員の年齢層を見てみると、70歳を越えている人が半分以上で、80歳を越えている人もいる。こういった年齢の方々の中には健康面で不安を抱えている人も多く、「腰が痛いからやめさせてくれって人もいるけど、1人が辞めるってなると連鎖するんで、聞こえないふり」をするなど、「『もう勘弁してくれ、勘弁してくれ』って言ってもね、なかなかやめられないというのが私の近所の町内では多い」そうである。

その一方で、後者の「新しく地域に入ってきた人との関わり」という点で見ると、新しく地域に入ってくる人と以前から地域に住んでいる人とのあいだには、町会活動への参加意識に関して大きな溝が存在している。この問題と高齢化の問題は決して無関係ではなく、例えば、高齢者が「相続の問題なんかで家を潰しちゃうと、そこに必ずマンションとかアパートが建つ」。そして地域に昔から住む人が徐々に少なくなり、それにかわって外部から来る若い人が増加すると、そこには町会活動に対する無関心という溝が存在しているのである。マンションやアパートなどに住む若い人は、C町会長が「休みの日はどっか遊びに行っちゃえばいいんだし。仕事で帰ってきたときはもう寝るだけでしょ。普段のときにお付き合いなんかしなくて済むわけですよ」と言うように、ライフスタイルからして地域とのつながりを意識する機会が少ない人が多く、町会活動を煩わしいものとして関わろうとしない傾向がある。たとえば、町内における重要な情報伝達ツールである回覧板の使用について、次のような意見も出ている。

「住んでいるかたから『回覧板は回さないでくれ』という意見があります。その前に町内会に入らない人がだんだん増えてきている。よそから来た人たちは外部との接触は必要ないと。お隣近所の付き合いなんてものは必要ありませんと。不動産屋のチラシにですね、『この地区は町内会に入る必要がありません』って書いてある。そういったひどい宣伝をするような不動産屋も出てくるような状況なんですよ。そんなもんですから、町会の加入率、それから回覧板の枚数、それがだんだん減ってきている。それから、回しても見ない、読みもしない。そういう人が増えてきている。うちの町会だけじゃなく、他でもそうです。だから悲しいですけどもね。逆に町民から言われることは、私の町で言いますと、支え合い活動なんかしてましてね、お花見だとか、七夕、敬老の日、体育の日のイベント、そういうのをいろいろとやってね、なるべくたくさんの人に参加してもらってということはやってるんですよ。だけど参加する人がだんだん決まっちゃってるといふかな。出てくる人は出てくるんだけど、町会費は払っていても出てこない人はかなりいるわけですよ。するとだんだんそういう人からの必要性がなくなる可能性が出てくるかもしれない。だから非常にね、われわれは町内の仕事をやっつけていながらね、悲しいかな、感謝されるってのは一番ありがたいんだけども、全部が全部そういう状況じゃないね」

このように、「地域の問題の可視化」や「行政からの協力要請」などから町会が抱える役割は増加傾向にあるにも関わらず、活動の担い手は高齢化と後継者不足で手薄になる。さらに、そういった問題を解決するのに不可欠な「新しく地域に入ってきた人との関わり」方にも大きな変化が見られるなど、現在の町会は大きな転換期にあると言えよう。

【町会の今後に関する考え】

C町会長は、町会の今後について「今のままじゃやっていけないところは出てくる」とい

う危機感のなかで、「町内活動そのものが変わっていく」と考えている。町会の活動は、そもそもはその町内に住んでいる人の活動だったのが、ボランティアなど町外の人を借りることが重要になってくるという。たとえば、地域内の小学校の避難所は、地域住民だけでなく他地域、さらには他区の住民も避難してくる。よって、「C という地域ではなくてひとつの地域としての活動地点」であり、「そこを中心としたテリトリーで物事を考えないといけない」と考えている。また、団塊の世代の地域復帰について話をうかがうと、現在の役員の高齢化などから担い手層を呼び込まなければならないが、会社で偉かった年配の男性は順応性が悪いという。生涯大学でおこなっているような「前歴なんかを気にしない。入ってきたらみな一緒」といった切り替えが必要になってくる。

④にいなな会

【組織の概要】

生涯大学(旧老人大学)は、「(還暦後の)第三の人生をより健やかで豊かにする」「同じ世田谷区に住む人々との出会いを通して、交流と連帯を生み出す場として、さらに高齢者の自主的な活動の一つの拠点となる」ことを趣旨とし、1977年に世田谷区が設立した高齢者の学び舎である。60歳以上の区民を対象に募集して希望ごとにクラス(コース)分けされ、2年間、週1回の授業を受講する。修了後2年間は「自主研究生」として主体的に学習の場を持つことが期待される。同大学は30年の歴史を有し、4000名近い卒業者を輩出している。

にいなな会は、生涯大学27期生活コース修了生が発起し、他の卒業生も加え、大学のモットーである「地域に生きる、集団で生きる、丈夫で生きる、汗を流して生きる、文化をもって生きる」を実践し、その輪を地域にひろげ、会員相互が自立した老後を送り、地域に貢献するボランティア活動などを積極的におこない、生き甲斐のある地域社会の実現を目指す地域活動集団として結成された。主な活動は、世田谷区社会福祉協議会の地域支え合い活動の一環であるミニデイ、ウクレレ、コーラス、手話などによる老人施設の慰問、そして大きな収入源となっているパソコン教室の運営である。

【インタビューからわかったこと】

生涯大学設立の趣旨からすると理想の姿である。こうした活動を継続的に続けるには恵まれた条件が必要になることがわかる。まずは人的資本の豊かさが重要である。会長のKさんに代表される行動力のある人々がクラスに数名いて意気投合したことが、単なるクラス会にはとどまらない地域活動集団を作るうえで欠かせなかったと思われる。たとえば、ボランティア活動をおこなうにいなな会の設立が承認されるや否やすぐに準備委員会が組織され、ひと月後には設立の趣旨書や会則、事業計画が完成する。これはビジネスマンとしての経験がなければできないことではない。一方で、Kさんは非常にバランス感覚に優れており、女性も含めた会員の活動する楽しさを重視し、むやみに企業的なロジックを持ち込むことは決してしない。そのようなリーダーシップが、参加者全員が心から楽しめる活

動につながり、その楽しさが会を継続するエネルギーになっているのである。そして、その「楽しさ」の基盤となっているのは、性別・経歴・年齢の分け隔てがないコミュニケーションである。その意味で、生涯大学という学びの場が、それまでの組織人としての考え方やスタイルを振り返り、個人として振る舞うための切り替えの役割を果たしている点は重要だ。そして、行政側からの適切な働きかけも会設立に大きな役割を果たしている。ゼミ形式でのグループ研究がボランティア活動の動機付けとなったのは言うまでもないが、その後に大きな影響を及ぼしたのは三浦学長によるニッセイ財団助成金の提案であろう。何から何まで準備するのではなく、あくまで自主性を重んじた上で、適切なきに活動を後押しするよううまいアシストパスを出す。そのような支援が成功すれば、またにいなな会のような活動が生まれてくるかもしれない。しかし、そのあたりのさじ加減は非常に難しく、対象とほどほどの距離感を保ちつつ見守る姿勢が大事なのではないだろうか。

加えて、Wビルという場所の重要性を強調したい。Wビルとは、下北沢のWさんが所有するビルであり、キッチン付きの広い会議室があり、親睦会などクラスの強い結束の基盤となっている場所である。このキッチン付きのスペースが自由に使えることで、一段踏み込んだ親密なコミュニケーションがクラス全体で可能となり、また、「この場所を生かしたボランティア活動を始めよう」という動きの誘因となった。現に同ビルでおこなわれているパソコン教室が大きな資金源となっている。このような場を区がこれからすべて区内に網羅するのは難しいであろう。ならばWさんのような篤志家の掘り起こしを積極的に考えてもよい。以上を踏まえると、ここまでの好条件が揃うことは少ない。今後の生涯大学では、卒業後の独立したボランティア組織をつくるための支援に力を入れ、思い切った方策を考えていかなければならない。

⑤Aクラブ(高齢者クラブ)

【組織の概要】

世田谷区内で最も加入者の多い老人クラブである。この地区にはそれまで老人クラブがなかったが、地域の中の各組織の連帯の上でクラブが設立された。そういった経緯もあつてか、Aクラブは設立当初の理念から「地域社会への貢献」を強く志向している。また、Aクラブの運営上の大きな特徴としては、活発なサークル活動がある。老人クラブの中に多くのメニューによるクラブ活動を持っているのである。こうした活動内容の多彩さとその工夫の結果、ほとんど勧誘していないにも関わらず、300人以上の会員規模を維持している。

⑥B会(高齢者クラブ)

【組織の概要】

30周年を迎えたB会の特徴は、地域に密着した活動を展開している点である。組織自体も地区ごとに編成された伝統的な形態を維持している。会員135名のうち男性60名、女性

75名で、町会から加入した人も多い。積極的に地域貢献活動をする人は50名ほどだが男性が多く、活動場所は区の高齢者施設の仕事を手伝っていることもあり、同施設内で確保できている。

【高齢者クラブの現状】(⑤Aクラブと⑥B会のインタビューから)

高齢者クラブ(老人クラブ)は、かつては高齢者の地域活動の場所として幅広く普及していたが、近年、新規会員の確保が難しくなり、全国的に加入率が減少しており、高齢者クラブの「高齢化」が深刻化している。こういった傾向のなかにあつて、AクラブとB会は行政に依存しない方向性を探り成功をおさめている事例であると考えられる。

Aクラブは、地域社会への貢献を志向し、また地域へ開放され常に新たな会員が参加できる環境を整えている。また様々な活動ができるサークルを多く抱えることで、自己充足性を高めている。A会長に対するインタビューからは、常に会員が集まる様々な工夫をこらしている様子がうかがえた。一方、B会は様々な活動を請け負うことで町会や行政から補助金を受けている。地域に存在する様々な団体と連携することで、活動資金や活動場所を確保し、活動を支えるなど地域との協力関係を築き、公共性のある活動を展開している。2つの高齢者クラブはその方向性は異なるが、インタビューデータを通して、「自己充足」「公共志向」という2つの戦略の軸がはっきりと浮かび上がってきた。

⑦世田谷 NPO 法人協議会

【組織の概要】

世田谷区内の NPO 団体の中間支援団体である世田谷 NPO 法人協議会は、「世田谷 NPO 法人連絡会」を前身にして 2005 年に設立された。当時は NPO 団体相互の横の連絡網がなく、「一国一城の主」的な集団のように見られていたため、せめて連絡会を設けようということで 30 数団体により始まったそうである。現在、加入団体は 51 団体にまで増加している。今後、同協議会では 309 の世田谷区内の NPO 法人に会員数や活動内容などをうかがう基礎調査を予定している。協議会が実施している事業は大きく以下の 4 つである。①区から女子職員寮だった施設を借り受け、NPO 団体に活動拠点として安価で貸し出す、②NPO の評価。3 年間でマネジメント力やアピール力などを評価し、その結果をもとに活動マップを作成する。そしてその分析を通して各団体の強みや弱みを明らかにする、③区の研修室と共同して区職員の研修に携わっている。職員の NPO 活動への理解を促進するため、3 年以内の職員を対象にワークショップというかたちで NPO の活動を学ぶプログラムを進める、④交流スペースや屋上を開放し、区民との交流の場として多くの区民を集める。

【インタビューからわかったこと】

協議会のメンバーである A さんによると、「世田谷区はこの 30 年間、40 年間、地域活動が 23 区の中でもっとも盛んなところって言われて」いるという。「ボランティアな活動が、

例えば養護学校が初めてできたのも世田谷だったりとか、その隣の羽根木公園に初めてプレーパークができたとか、いわゆる地域に対して開放してきたとか、障害者とか子育てとかあるいは高齢者もそうなんです、手厚く支援してきた」地域である。NPO 団体も協議会設立当初の 100 団体から、2 年も経たないうちに「倍々ゲームのように」増え、現在団体数は 300 団体を超える。世田谷区に存在する地域活動は数千と言われているので、「まだまだ 300(団体)くらいでは納まらないんじゃないか」と感じているそうである。その一方で、行政による施策は常に遅れをとってきたという。「私たちの住民活動はその一步先を行って」いるという状態がここ数十年続いているので、「もうそろそろ行政が支えていく仕組みづくりをしていただいてもいいんじゃないか」と考えている。

「行政による適切な支援とは何か」という質問に対しては、NPO にも企業のように収益事業を請け負わせようとする最近の風潮に違和感を感じるという答えが最初に返ってきた。というのも、A さんが『NPO が収益事業を企業と肩を並べてやるのは無理がある』と最近考えている」からである。自身も介護事業を 2 年間やっていたという経験から、「収益事業というのは利益をあげ続けなければならないので、元手を取り返すためにどんどんお金も人手もつぎ込んでいかななくてはならなくなる。コマネズミみたいになってしまう。ということは私たち NPO の本来の事業である地域活動、地域助け合い、地域支え合い活動に時間を割くゆとりがまったくなくなってしまう」ことを非常に懸念している。「NPO をめぐる議論では、片方で収益事業を持っていなかったら、片方で支え合い活動はできないだろうという議論があるが、私は嘘だと思う。片方で収益事業をもっていたら、そちらに精力を注ぎ込まざるを得ない。手間暇かけて育てていく事業がお金をもらう事業にシフトしてしまう」のである。働いている人は同じなのに、介護保険事業では時間あたり 1500 円や 2000 円といった報酬がもらえるのに対し、支え合い活動では 300 円程度しか払われない。後者しか存在しないときは支え合い活動を自発的にやってくれた人も、前者が入ることでやってくれなくなってしまう。A さんが「新しい働き方、新しい公共システム」と呼ぶ、時間あたり数百円程度で働き、地域で支え合っていくようなシステムを作っていくためには、やはり収益事業と平行してやっていくのは無理であるという判断だ。

その「新しい公共システム」を構築するために必要なことは、やはり「行政職員が全部やっていた仕事のうちで、民間に下ろしたほうがよい、あるいは地域活動、地域支え合い活動としてやったほうがよいという部分を、NPO 法人がやっていく」というシステムづくりであるという。その上で、現在の世田谷の一番の問題点は、第三セクター、外郭団体が多い点であると指摘する。地方の小規模な村や町は外郭団体がいないので、行政は NPO 法人に仕事を請け負わせるしか手段がないが、世田谷区は「大手の外郭団体が数多くあるので、そこに出していってしまう」。従って、弱小の NPO 法人が乱立する結果となり、世田谷の NPO 法人はなかなか育たなくなっている。

「協働社会をつくるための有効な支援は、場所、情報、資金のうちのどれか」と質問す

ると、場所を1番に考えるという。「人が集まってくる場所がなかったら駄目。集まる場所があると、バベルの塔じゃないけど、言語が違っても何でも、積み上げていかなければならなくなる。その中で共通言語を探していかななくてはならない」という問題意識の下に、なかまちNPOセンターもそのような機能の確立を目指している。2番目が情報である。「拠点があつて情報を共有化して、同じ共通言語を探していく」ためには、IT技術が重要になってくる。今は情報を出して、必要とする人が受け取るという一方通行しかないが、それがもう一段階グレードアップされていくことを期待している。その際、行政も積極的に情報の中に入る必要があるという。そして、「お金は最後」になる。「お金はやはり最後の最後でない。 (行政は)お金を先にもってくるから間違う」そうである。

しかし、上記の3つ以上に最も重要なのはやはり「人」であるとAさんは強調する。「人は常に必要です。人は常につき込んでいかないと。人というのは出入りできる流動的なものでなくてはならない。それが固定化されてしまうと終わってしまう。人が流動化するシステムをどうやってつくるかが課題」だそうである。その中で、ITやバーチャルを取り入れることが重要になってくると捉えている。そして、「どこでどうやって人をつなぐのかを考えなくてはならない。点を線にして、面にする。そこで何をツールにしてやっていくのかということが答えられないのが現状だと思う。そのあたりを研究したい」というのが今後の課題であり、そのためには、研究や調査といった「いわゆるコンサル系がやっている活動をNPOにさせていくこと」が有効であると考えている。

最後に、団塊の世代の地域復帰の可能性についてうかがうと、「市民活動のリーダー層を対象としたアンケートでは団塊世代の加入には迷惑という回答が多い」という。身近な事例では、受け入れ団体側がセミナーや講習会などを開いたときに、机や椅子を運ぶ男手が望まれている。しかし、そこに会社を辞めた男性が入ると、「自分は経理能力、運営能力に長けている。団体の帳簿を見たら家計簿レベルで、自分はここで非常に活躍出来ると思っていたのに、いきなり机を運んで下さいとはどういうことなのか」ということでトラブルになってしまう事例があるという。これは、期待されていることと期待していることがマッチングしていない典型例である。また、会社で鍛えられた人が入ってくると「マネジメント能力が皆無に近い団体がほとんどですので、全部気になっちゃう。しかし、『こういうことが出来ないか』と言われても、団体側にはその意味が伝わらないことがある。要するにバベルの塔ですね」ということである。しかし、その一方で男性が活動に加わることで「違う理論」が入ってくる期待もあるという。「実際に男性だけの地域支え合い活動である『男の台所』は、現在4か所80人まで増え、ワシントンポストをはじめ世界中から取材が来ている」し、「月1回の広報誌づくり、会計も年1回発表する。行事計画などそのマネジメント能力の高さに、男性のパワーの凄さ、組織力の凄さを感じている」とのお話だった。団塊の世代の地域復帰の困難さとともに、それを打開する可能性も感じられた

⑧上北沢桜並木会議

【組織の概要】

2003年に世田谷区役所烏山総合支所が主催するワークショップが開催され、住民と行政との協働を可能にする「場」をつくるなどテーマごとのプロジェクトチームの活動がきっかけである。八幡山在住の森林コンサルタントの女性から「桜並木が風景資産に指定されたのはいいけれど、何もしていないじゃないか」「大正13年に植えた桜なので樹齢80年近いわけだが、桜の寿命は60年だからこのまま何もしなかったら枯れちゃうよ。それでもいいのか」という問題提起がされ、「桜並木の維持保全に住民と行政の協働で取り組むとともに、これをきっかけとして地域のまちづくりを考え『桜を見守るコミュニティ』をつくっていこうという取り組み」として始まった。当初はその場にいたメンバーの中から5,6人でスタートした。その後、2004年に上北沢住民を主体とし、目的のひとつに「コミュニティの活性化」を加え、会の体裁が整えられることになった。現在の活動は、樹木医の指示のもと時季に合わせた桜並木の実態調査や月1回の桜並木の清掃、桜並木の保全に関わる活動から、年4回の「桜並木通信」の発行などの広報活動、その他にも路上喫煙禁止地区制定運動や道路計画など地域の諸問題の検討まで幅広い。

【インタビューからわかったこと】

地元に住むサラリーマンの新しい住民層からはじめた地域のシンボルである桜並木を守る活動が定着し、地域の文化を重視したコミュニティ活動に広がっている様子が伺える。また桜並木会議は2つの工夫をしている。1つは、「住民の総意」として町会や商店街との連携で地域とのつながりを重視し、禁煙活動などにその成果があらわれている。もう1つは、文化を大切にしていることである。明治以前からの長い歴史と、大正期から昭和にかけて「文化住宅」が建ち並び、サラリーマンや官吏などの旧中間層が多く移り住んできた土地で、松澤教会・賀川豊彦による社会運動や婦人運動なども盛んな歴史をもつ土地である。このように活動の発足のきっかけ、行政との関係、また町会自治会や商店街など地域の活動との連携などいずれも貴重な内容である。

4.1.2 各団体聞き取り調査の分析

前項で8つの地域活動団体に対して実施したインタビューデータを取り上げ、団体の特性、得られた知見、重要な支援などを記述した。それらをまとめたものが以下の表である。

表5 聞き取りから明らかになった各団体の特性と適切な支援

団体名	団体の特性	得られた知見	重要な支援
A 町会	加入率90%を超える。 防災活動、青少年健全 育成活動に力を入れ、	役員の担い手不足問題 を解決するには、団塊の 世代など地域から新た	「地域の問題の可視化」や 「行政からの協力要請」な どから町会が抱える役割

	地域とのつながりを重視。伝統的町会。	な人材を掘り起こすことが必要。	は増加傾向にあるにも関わらず、活動の担い手は高齢化と後継者不足で手薄になる。さらに、そういった問題を解決するのに不可欠な「新しく地域に入ってきた人との関わり」方にも大きな変化が見られるなど、現在の町会及びその活動は大きな転換期にあるといえる。
B 町会	加入率80%を超える。地域福祉活動、小・中学校と協働しておこなう防災活動に力を入れている。	「隣近所の良いお付き合い」を基盤として、地域における自助・共助の意識を育てていく必要がある。	
C 町会	加入率70%を超える。地域福祉活動、防災・防犯活動に力を入れている。	地域を越えて活動し、ボランティア的な側面を重視した新しい町会のかたち。	
にいなな会	「生涯大学の成功例」生涯大学の卒業生の地域活動の受け皿。大学のつながりを維持しながら地域の中で実践活動を拡大している。	持続可能な活動のための組織マネジメント ・会員間の親密さ ・自己充足性と公共志向性のバランス ・適切な組織規模	(生涯大学から継続的な組織活動を作り出すために必要な支援は) ①活動立ち上げ前から自由に使用できる場所②自主性を重視し、時機を考慮した適切なアドバイス
A クラブ(高齢者クラブ)	「高齢者クラブの生き残り戦略その①」地域開放型への移行と自己充足性の一層の充実。	広域化とクラブ活動の充実によって参加者が増大し、行政への依存しない組織運営が可能になっている。	高齢者クラブは新たな会員や活動場所や活動資金の確保が困難な厳しい状況に置かれている。各団体は創意工夫をこらして行政から自立しつつ、参加者の well being につながる新しい組織作りをおこなっている。こういった活動の支援することが重要になってくる。
B 会(高齢者クラブ)	「高齢者クラブの生き残り戦略その②」地域志向型・公共志向型への移行。	町会などの地域団体へ社会貢献を積極的に行うことで、活動場所や活動資金を自己調達し、男性会員も増加	
世田谷 NPO 法人協議会	ガバナンスの一翼を担うための NPO 間の連携促進。横の連絡網が形成されていない NPO 団体間のネットワークワーキングの母体としての役割を担って	「世田谷区における NPO 活動の特徴」 ①女性を中心とした地域活動の数十年に及ぶ実績が蓄積されている。 ②団体数は多いが、その分活動規模が小さい	行政職員が全部やっていた仕事のうちで、民間に下ろしたほうがよい、あるいは地域活動、地域支え合い活動としてやったほうがよいという部分を、NPO 法人がやっていくというシステムづくり

	いる。	NPO 団体が多い。	が必要。
上北沢桜並木 会議	サラリーマン地付き 層による新しい住民 自治組織 ※鳥山ネットから出 発	・地域文化を重視したコ ミュニティ意識の醸成 ・町会との関係を重視し た上で、「住民の総意」 形成のための努力 ・行政との対等な関係	住民と行政が協働して地域 課題の解決に当たるための 「きっかけ」「場」づくり による住民自治の推進

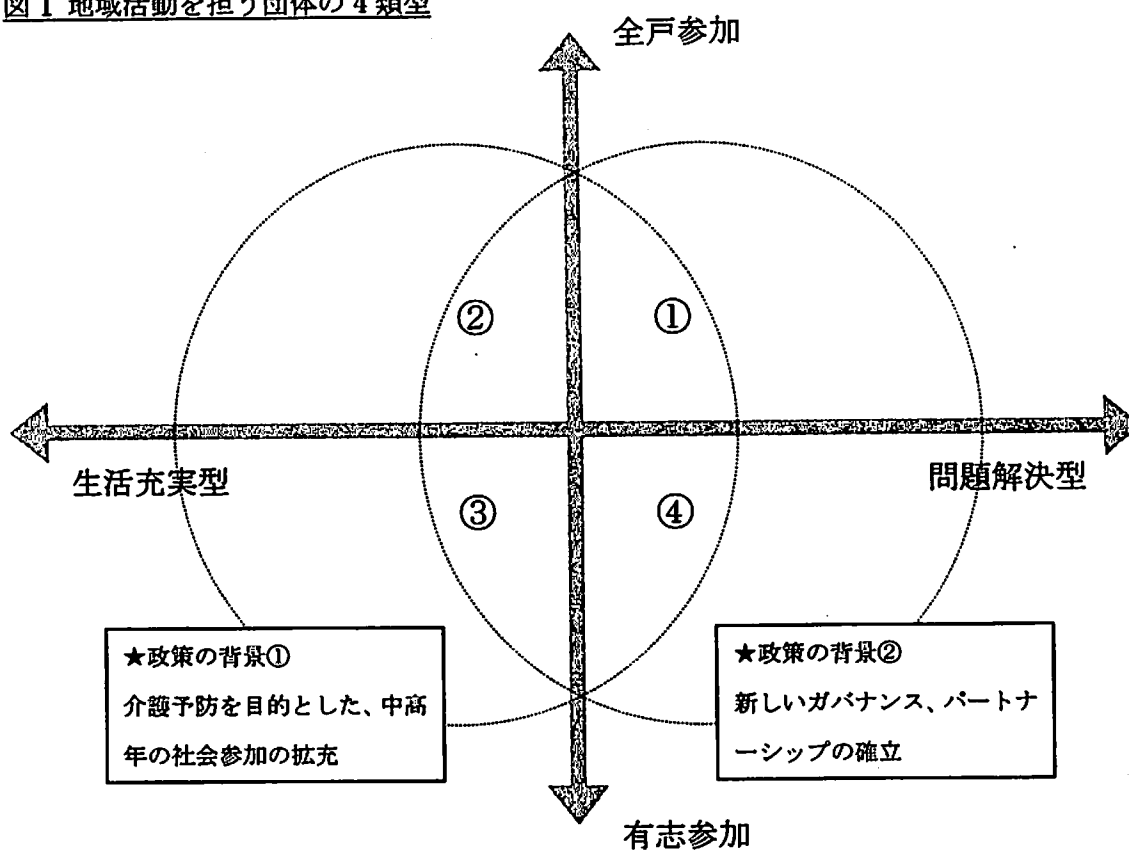
続いて、地域活動を担っている団体を類型化したものが図 1¹⁴である。この類型では、縦軸は特定の地域に住む全世帯の加入を原則とする「全戸参加」と個々人の意志に基づく加入を原則とする「有志参加」に、横軸は生活課題の処理や地域問題の解決を目指す「問題解決型」と地域生活そのものの充実を目指す「生活充実型」に分類される。図 1 の 4 分類において、①は全戸参加で問題解決型…これは全世帯を対象として地域問題の解決を目指す活動で、防犯・防災、高齢者福祉などがこれにあたる。②は全戸参加で生活充実型…全世帯を対象として親睦を目指す活動である。これらは従来町会などが担ってきた活動である。③は有志参加で生活充実型…個人参加による地域生活の充実を目指す活動で、文化・スポーツなどの活動がこれにあたる。これらは NPO やボランティア団体、高齢者クラブ、サークルなどが担ってきた活動である。④は有志参加で問題解決型…個人参加による地域問題の解決を目指す活動で、環境保全や給食サービスなどがこれにあたる。

しかし、聞き取り調査で得られた知見を踏まえてみると、上述したような類型化ではおさまりきれない団体・活動が見られるようになってきたことが分かる。人材、活動場所、活動資金などの不足から、各団体が現状に合わせたかたちでその組織形態や活動形態を調整してきているのである。たとえば、地域を超えたかたちでボランティアの人などを受け入れている C 町会や、町内会、行政とのつながりを重視する高齢者クラブの B 会など、図 1 における縦軸と横軸を超えた活動が見られる。横軸に関して言えば、問題解決型の活動と生活充実型の活動は相反するものではない。むしろ相互に補完し合うものである。生活充実型の要素が強いと思われる活動でも、安定的にその活動を維持していくためには、程度や形態に違いがあっても、公共的な問題解決型の活動が重要な鍵となる。また、問題解決型の活動についても、参加者が生活を充実させるような「生き甲斐」を活動のなかに見出すことができなければ継続的な活動は期待できない。生活充実型の団体・活動への積極的な支援は、これまで地域と疎遠であった中高年の区民の活動参加の受け皿が広がることが期待される点から、地域活動を通じた社会参加の拡充による介護予防という政策課題の達成のために非常に有効である。また、新しいガバナンスを目的とした行政と市民のパート

¹⁴中田実,1990,「コミュニティと地域の共同管理」,倉沢進・秋元律朗編著,『町内会と地域集団』,ミネルヴァ書房,191-216、山崎丈夫,2006,『地域コミュニティ論—地域分権への協働の構図』(改訂版),自治体研究社を参考とした。

ナシップの確立という政策課題を推進するためには、世田谷区の問題解決型の団体・活動の現状をしっかりと把握することが必要になってくる。

図1 地域活動を担う団体の4類型



上述したが、町会、高齢者クラブ、NPO 団体など、様々な団体がその組織形態や活動形態を調整している背景には、地域活動そのものを取り巻く環境の変化が存在している。そこでこの「現在の地域活動を取り巻く環境」をインタビューデータを用いて、次項で取り上げることとする。

4.1.3 地域活動の現状

地域活動の現状から見えてきた課題ごとにインタビューデータをまとめると以下の表のようになる。

表6 インタビューデータのまとめ

課題	インタビューデータ
----	-----------

人	<p>【人材不足(高齢化による担い手不足)】</p> <p>「極端な事を言うとね、印象から言うと今町会が抱えている問題はやはり役員さんの高齢化ですね。それから、結局町会の仕事をやるという人が少ない。後継者が少ない」</p> <p style="text-align: right;">…C町会のインタビューより</p> <p>【人材不足(加入率の低下)①】</p> <p>「だんだんと地元の方は高齢化して少なくなっちゃうんですよ。子どもも少ない。しかも子どもさんは必ずしもそこにいるとは限らない。それに対して他から入ってくる人は地域とは縁の薄い人。そうなりますとね、町内活動自体がだんだん難しくなってくる」</p> <p style="text-align: right;">…C町会のインタビューより</p> <p>【人材不足(加入率の低下)②】</p> <p>「というのはもう1つの外的環境がね、だいぶ昔と変わってきている。たとえば北沢地区なんかで言いますとね、商店街もちろんそうですけど、地元の方が少なくなって外部からくる若い人が多いわけです。それからお屋敷が何かの事情でなくなりまして、そのあとにはアパートとマンションが建つ。そこに入る人は、地元の方もいるかもしれないけど、だいたいよそから来る。そういう人は比較的若い方とか、若い家族とかだよ。そういう人たちははじめから町会活動なんてのは関心がないというかね、そういう人が多い。昨日出た意見ではね、不動産屋のチラシにですね、『この地区は、町内会に入る必要がありません』って書いてあると。そういう状況になってるっていうのは非常に問題が深刻だなと思うんですけどね」</p> <p style="text-align: right;">…C町会のインタビューより</p> <p>【団塊の世代への期待】</p> <p>「これから定年退職される方はパソコンなんて日常茶飯事でしょ。われわれは『手書きのほうが早いわ』なんて言ってね。そういうことでは駄目なんですよ。そういう技術を持つてる人は町内にたくさんいるはずなんです。だからずっとじゃなくてもいいから、仕事だけでもいいし、その時間だけでもいいから、とかいろんなことがあってもいいんじゃないかと思います」</p>
資金	<p>【資金不足】</p> <p>「NPO が収益事業を企業と肩を並べてやるのは無理があると最近考えている。」「収益事業というのは利益をあげ続けなければならないので、元手を取り返すためにどんどんお金も人手もつき込んでいかななくてはならなくなる。コマネズミみたいになってしまう。ということは私たち NPO の本来の事業である</p>

	<p>地域活動、地域助け合い、地域支え合い活動に時間を割くゆとりがまったくなくなってしまう」。「NPO をめぐる議論では、片方で収益事業を持っていなかったら、片方で支え合い活動はできないだろうという議論があるが、私は嘘だと思う。片方で収益事業をもっていたら、そちらに精力を注ぎ込まざるを得ない。手間暇かけて育てていく事業がお金をもらう事業にシフトしてってしまう」。そのため、「行政職員が全部やっていた仕事のうちで、民間に下ろしたほうがよい、あるいは地域活動、地域支え合い活動としてやったほうがよいという部分を、NPO 法人がやっていく」システムをつくることが重要。その上で、現在の世田谷の一番の問題点は、「第三セクター、外郭団体が多い点である」。地方の小規模な村や町は外郭団体がいないので、行政は NPO 法人に仕事を請け負わせるしか手段がないが、世田谷区は「大手の外郭団体が数多くあるので、そこに出してってしまう」。従って、「弱小の NPO 法人が乱立する結果となり、世田谷の NPO 法人はなかなか育たなくなっている」</p> <p style="text-align: right;">…世田谷 NPO 法人協議会のインタビューより</p> <p>【資金面の援助】</p> <p>「本業をやろうとするとこっちの活動には参加できない。でもボランティアをやりたいという人はたくさんいるんですよ。ただ実際は食べるために、仕事が面白いから、などの理由で本業をやめることができない。そういうものにたいして、いかに行政が支援をしていくかということ考えた場合に、例えばボランティアをやる人にも実際に給料を払ってあげるとかね。税金の補助があるとかね、ボランティアに対してそういうものがあるはずなんです。我々は、言葉は悪いけど、行政の言いなりにはなりたくないっていうのがあるんですよ。だからそういう我々の本当の自治というか意識というのが足りないから、そういうものを醸成していくのをいかに支援していくのかを考えたほうが良いと思いますね」</p> <p style="text-align: right;">…上北沢桜並木会議のインタビューより</p>
ルール	<p>【協働社会の構築の必要性】</p> <p>「協働社会をつくるための有効な支援は、場所、情報、資金のうちのどれか」と質問すると、場所を 1 番に考えるという。「人が集まってくる場所がなかったら駄目。集まる場所があると、バベルの塔じゃないけど、言語が違ってても何でも、積み上げていかなければならなくなる。その中で共通言語を探していかなくてはならない」という問題意識の下に、なかまち NPO センターもそのような機能の確立を目指している。2 番目が情報である。「拠点があって情報を共</p>

	<p>有化して、同じ共通言語を探していく」ためには、IT技術が重要になってくる。今は情報を出して、必要とする人が受け取るという一方通行しかないが、それがもう一段階グレードアップされていくことを期待している。その際、行政も積極的に情報の中に入る必要があるという。そして、「お金は最後」になる。「お金はやはり最後の最後でないと。(行政は)お金を先にもってくるから間違う」そうである。しかし、上記の3つ以上に最も重要なのはやはり「人」である。</p> <p>「人は常に必要です。人は常につき込んでいかないと。人というのは出入りできる流動的なものでなくてはならない。それが固定化されてしまうと終わってしまう。人が流動化するシステムをどうやってつくるかが課題」。その中で、ITやバーチャルを取り入れることが重要になってくると捉えている。そして、「どこでどうやって人をつなぐのかを考えなくてはならない。点を線にして、面にする。そこで何をツールにしてやっていくのかということが答えられないのが現状だと思う。そのあたりを研究したい」というのが今後の課題であり、そのためには、研究や調査といった「いわゆるコンサル系がやっている活動をNPOにさせていくこと」が有効であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">…世田谷 NPO 法人協議会のインタビューより</p>
<p>場所</p>	<p>【活動場所不足】</p> <p>「他の町会はいいいときに集会所をつくったり、お金持ちのところもありましてね、もう防災拠点にしているようなところもあるんですよ。でもうちはそういうところがないんです。ですからこれから考えますと、なんとかそういうところが欲しいなと。そういうのを設ける方法っていうのは具体的にどうすれば…。今私のところは住宅地が多いんですけど、そういうところが高齢の方で、相続の問題なんかで家を潰しちゃうと、そこに必ずマンションとかアパートが建ちます。あるいは建て売りがたっちゃうんですね。そうでなければ区が買って公園になるんですよ。だから小さい公園はたくさんある。これはいいことなんです。私のところなんて密集してね、防災の関係からみると危険が多い。ただああいうスペースができれば一軒(集まれる場所を)ぽーんと建ててもらってね」</p> <p style="text-align: right;">…C町会のインタビューより</p>

4.1.4 地域活動の課題

前項では地域活動を担う団体が置かれている現状について、インタビューデータを用いて描写した。その際、「人材不足」、「活動場所の不足」、「資金不足」「ルールの不存在」な

ど、それぞれの項目に分けて整理したが、実際これらの問題は個別に解決すればよいというものではなく、互いに複雑に絡まり合って存在している。

たとえば、C町会のインタビューにおいてあがった話だが、高齢者の方が住んでいた家を手放し、「お屋敷が何かの事情でなくなりますと、そのあとにはアパートとマンションが建つ。そこに入る人は、地元の人もあるかもしれないけど、だいたいよそから来る。そういう人は比較的若い方とか、若い家族とかだよ。そういう人たちははじめから町会活動なんてのは関心がないというかね、そういう人が多い」そうである。この場合、高齢化や加入率の低下による人材不足、活動場所の不足は不可分の問題である。

人材不足の問題ひとつをとっても、少子・高齢化、地域活動への関心の低下、団塊世代の受け皿不足などが複合的に影響していると考えられる。

4.2 NPO 法人の現状と抱える課題 —協働研究会における議論より—

世田谷区には認証されているだけで 300 を超えるNPO法人が存在し、地域活動を行っている。今後、これまで以上に行政と協働して活動を行うことが想定されるが、協働に対する受け止め方が、行政とNPO団体で、更にはNPO団体ごとに食い違っているのではないかとの思いから、協働に対して共通認識を持つことをテーマとして、協働研究会が立ち上がった。主としてNPOのメンバーが中心であり、これに行政職員等も加わり、現在も議論を重ねている。ここであがった意見について一部紹介したい。

「協働」という言葉は、明確な定義がなく、解釈が多数存在し得る言葉である。これを食い違った解釈のまま、協働事業を実施していくことにNPO側として危機感を抱いている。また、行政は協働といいながらも、上下関係は存在し、NPOを安上がりな下請けと見ている部分がある。そして対等の立場で同方向をむいて共に事業を実施していくのに、契約という形態はそぐわず、協定書により協定を結ぶほうが望ましい。といった意見がだされた。3章で紹介したとおり、世田谷区においても市民活動推進課で事業化している「協働促進事業」では協定書を取り交わしている。しかし、市民活動団体は当該事業のほかにも様々な分野で、多くの所管との間で、行政との協働事業を実施している。これらを含めた協働の手法について、まちまちである現状に対しては、多くの不満を持っている。また、この協定については、神奈川県のかながわボランティア活動推進基金 21 の協働事業負担金で使用されている協定書などを事例とし、協定書のあり方等が議論された。付け加えると、この神奈川県の事業は負担金事業と位置づけられており、行政の支出の形態としては、委託事業と補助事業との中間的な位置づけと考えられる。

こうした実際に地域活動を実施している市民活動団体の意見や考え方も踏まえたうえで、市民活動団体と行政が協働していくために必要な事項について、次章で検討していく。

5 協働社会に向けての課題と整理

「協働社会」ということになると、大きな概念であり多様な解釈も可能となるが、ここでは地域を地域全体で支えていくために必要な仕組み、という考え方にに基づき、課題となる要因を整理していく。これまでのような、行政が主体となって地域の公共を担い、地域を統治してきたものを「地域のガバメント」と呼ぶならば、協働社会は「地域のガバナンス」と呼ぶことができよう。地域の「統治」に対して「協治」とも言えるが、住民、市民活動団体、企業、行政といった地域の構成要素である全ての構成員が主体となり、協力しあって地域を治めていく社会であろう。

そしてその主体同士の連携が効率的に実施され、最大の効果を区民や地域に還元する仕組みを構築するため、前章まで述べてきた世田谷区の協働に関する取り組み状況や地域活動団体へのヒアリング調査から見えてきた問題点を含め、課題を整理していきたい。以下で、地域活動団体と行政が協力・連携し、地域のガバナンスを創りあげていくために欠かせない要素である「情報」、「資金」、「人材・ネットワーク」、「共通のルール」について述べていく。ここで一つ確認しておくこととするが、団体ヒアリングでも課題としてあげられていた地域活動への住民参加について言及したい。上述の4つの要素を協働社会を創りあげていく重要な要素と捉えているが、地域活動団体が活動を維持していくうえで、最も必要なものは「人」であり、安定的に人を確保していくためには、住民の「参加」は欠かすことができない。この安定的な参加が実現し、団体が継続的に活動していくことで、はじめて協働社会を実現するうえでの主体として、基盤となり得るである。この協働社会の実現のための最初のハードルであり、必要条件である住民の参加について、行政としてもこれまで以上に促進していく必要がある。このことから、平成19年度の調査研究において、団塊世代を中心とした地域参加の拡充の方策について検証した。その結果については、概要を資料として掲載しているのので、参照してほしい。

5.1 情報

資料として後掲しているが、住民が個人として地域に参加することを促進していくためには、情報というものが非常に重要で、その情報提供のあり方について、工夫していく必要があるということが、平成19年度の参加にかかる調査研究から明らかとなった。同様に、この情報については、協働を推進していくうえでも、重要な要素である。

行政がNPOと協働して取り組みたい地域の課題についての情報発信という意味では、3.3で紹介した協働促進事業がまずあげられる。表3にも記したとおり年3件から6件について、行政がテーマを発信、公募し、NPOが専門的、先駆的見地から企画を提出して、選定、協働事業の実施という流れである。しかしながら協働促進事業に含まれていない事業であっても、各所管では、様々な形で協働を呼びかけたり、NPOと協力・連携・委託等による事業を実施している。これでは、情報の受け手であるNPOは欲しい情報に辿り

着けないことが想像できる。こうした情報のズレを回避するためにも、情報発信者である行政の中で、領域や事業形態、関わり方の強弱を問わず、NPOと協働で実施していきたい事業については、一元的に管理し、情報を発信していく必要があるだろう。これにより、協働を行う所管は様々であっても、窓口を一本化することが可能となり、NPOと行政の円滑なコミュニケーションの第一歩が踏み出しやすくなるだろう。

また、協働して実施したほうが効果があがる事業であっても、そのことに行政が気付かなければ、協働実施を検討することもなく、単独実施を重ねることになる。そのためにも、過去の協働事業の概要、協働で実施したプロセスから結果、その効果までをデータベースとして蓄積、発信するといった情報の一元的な管理が必要である。これにより、協働への気付きがなかった所管が、新たな協働事業の創り手へと変わるきっかけとなるだろう。また、目的が異なるのだから行政との協働は考えていないというNPO側も、こういった協働事業なら自分たちも一緒にできるという考えをもつきっかけとなるだろう。NPOと行政の両者が協働への取り組みの裾野を広げるためにも、こうした形での情報発信は重要であろう。

同時に、情報の収集もまた、重要な要素といえよう。現在世田谷区内で活動を実施しているNPOについては、東京都知事認証分、内閣総理大臣認証分ともに、世田谷区内に主たる事務所があるNPO法人をデータベース化しており、活動分野や設立目的についての情報を蓄積し、公表している。しかしながらその活動の実態や活動範囲等を詳細に把握しているわけではない。過去に区内のNPO団体の中間支援組織である世田谷NPO法人協議会で実態調査を実施したこともあるが、回答状況等が不十分であったため、実態の把握、公表には至らなかった。現在は、実際に協働事業を実施した団体の情報を、協働の相手方である各所管が把握している状況に留まる。また、NPO法人格を取得していない地域活動団体やボランティア団体も、協働社会の担い手として重要な役割を担っているが、その情報については、やはり一部を把握しているに過ぎない。これらの団体の情報についてより詳細な実態を把握していくことが必要であろう。

一方で公共性のある地域の課題解決をNPOと協働で進めていくためには、地域の最大の構成員である住民に理解してもらう必要がある。そのためには、活動団体も積極的に自身の活動内容、活動状況を地域に、住民に発信していかなければならないし、行政もそのための土俵を作り、団体が情報を発信しやすい仕組みをつくることが求められる。世田谷区においてもこの仕組みが作られつつある。例えば平成19年5月に立ち上がった「せたがや生涯現役ネットワーク」は区内の地域活動団体、事業者、大学、行政等が集まり、「生涯現役」という一つの共通テーマの中ではあるものの、活動に参加したい人と活動に参加してほしい団体を結びつける組織である。この中で地域活動の情報や加入団体の活動内容などを定期的に紹介することで、団体の情報発信を促進している。こうした仕組みを領域を超えて構築し、より多くの団体が情報の発信を活発に行えるようにしていく必要がある。

この取り組みについて、次項において紹介する千葉県市川市の市民団体支援制度の実施を通じて、団体の情報発信が進んだという一つの事例として述べることにする。

5.2 資金

NPO法人をはじめとする市民活動団体にとって、事業や運営にかかる資金不足の課題は避けて通れない問題であろう。前章でのヒアリングの中で述べられていたとおり、資金が全てでないことは確かだが、ワーキングプアが発生するような状態では、優秀な人材が市民活動団体に留まることは難しいであろうし、団体自身が存続できないようであると、これはまさに地域にとって大きな地域資源の喪失とも言えよう。一方で、資金を得るため、地方公共団体等の委託事業を受けることで、本来の目的である活動が縮小することも当該団体の本意ではないであろうし、地域全体にとっても損失とも言えよう。

公共を担う一員である市民活動団体が、公共に資する目的を達成するために、ある程度安定した資金を確保し、継続的な活動をとおして地域に還元していく仕組みのためにはどういった資金の流れが必要なのか。実際の他自治体の先進的な取り組みを追って見ていくこととする。

千葉県市川市では、平成17年4月から、「市民団体支援制度（1%支援制度）」を導入している。この制度は、あらかじめ市に登録した市民活動団体の活動に対し、その事業経費の2分の1を限度として、市民が前年度に納めた市民税の1%を上限として団体名に投票を行い、その投票結果により市が各団体に対する補助を決定する制度である。この制度を導入した目的としては、市民活動を活性化し、地域が持つ潜在的な力を掘り起こすとともに、市民の地域への帰属意識や納めた市民税の使い道への意識を高揚させることがあった。

市民への制度の認知度も徐々に高まっており、届出人数は平成17年度の6,266人に対し、平成20年度は9,256人に達し、届出金額は平成17年度の13,418,960円に対し、平成20年度は19,433,692円に達した。また、制度開始から4年間の間に、市民1人が投票できる団体数を1団体から、3団体としたり、ボランティア活動への参加等により付与される「地域ポイント」による投票も可能とし、納税者でない住民にも投票の機会を創出したりと、利用しやすい制度への改善を実施している。平成20年度からは、投票時期を納税通知書の送付時期へと変更し、よりいっそうの投票率の向上を図っている。

この制度導入の効果として、以下のことがあげられるとのことである。

- ・ 市民活動団体が、市民の支持を得るために、積極的に市民に対し活動のPRを行うようになり、団体による情報発信が進んだ。
- ・ 事業内容の公表により透明性が確保できるとともに、情報を得た団体同士が交流を図ったり、新たに活動に参加したいという市民から、団体や市に問い合わせがあり、市民活動が広がっていった。

- ・ 毎年新たな団体からの申請があるため、市が把握しきれなかった市民活動団体の掘り起こしに結びついた。

このように資金の支援という制度の中で、市民活動団体が資金を得るということのほかに、前項において重要な要素として述べた、団体の情報発信が活発になり、住民と市民活動団体または団体同士の交流、ネットワークの構築にも大きな役割を果たしており、貴重な先進事例といえよう。

市川市が住民が自身の納める税金の一部で選んだ団体を支援する制度であったのに対し、横浜市では「よこはま夢ファンド」（横浜市市民活動推進基金）を活用して、寄付によって市民活動を応援する制度がある。同制度は平成17年4月に市に設置され、あらかじめ市に登録されたNPO法人に対して、市民が登録された中から団体や活動を選択して寄付をすることができる制度である。平成17年度・18年度の2ヵ年で登録された団体は98団体に達し139件、26,868,489円の寄付が寄せられ、延べ50団体に16,321,500円が助成された。助成にあたり有識者5名により審査が行われているほか、基金のPRとしてイベントやホームページを活用して広く制度利用を啓発し、市民が支える市民活動の輪を広げている。

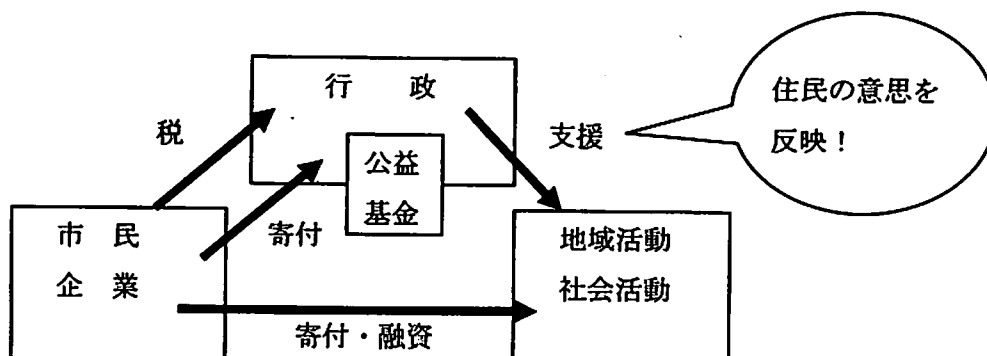
横浜市の事例のように市民の寄付を市民活動団体の支援に活用することは、世田谷区でも実施されている。3.3で紹介した協働促進事業は寄付による基金（地域保健福祉等推進基金）が財源となっている。この協働促進事業として平成20年度はNPOの中間支援組織と協働で、「NPO提案型協働事業」の制度を構築し、平成21年度からの実施にむけ、選定等を進めているところである。こうした取り組みにより、区民からの寄付による資金によって、地域で活動を実施している地域活動団体を支援し、団体が地域に貢献・還元をするという仕組みが形成されている。今後の様子を見守ることとなるが、「NPO提案型協働事業」についても、市民活動団体と行政の協働により、大きな効果をあげることが期待される。

当制度の下、より多くの区民に地域における活動に対して寄付をしてもらうためには、なんらかの形で、寄付者の意向が反映できるような仕組みが望ましいであろう。少なくとも、区民が自身の周りでどのような地域活動が実施されているか分からないという状況では、地域でそういった団体を支援していこうという風土は生まれづらい。市川市や横浜市の事例のように、住民が資金の流れのなかのどこかの段階で、団体を認知し、自身の意思で応援できるような仕組みができれば、地域活動を区民が支えるという地域全体による地域課題の解決への土壌が構築されていくであろう。

ここで、これまで述べてきた資金の流れについて、行政と住民の間で、税や寄付をどのような仕組みで団体やその活動を支援する資金として活用できるかを整理すると下記のよ

うになる。

図2 資金の流れ



行政は、市民からの税や寄付を、市民活動への支援として支出する。この支援する団体を選ぶ過程で、上記2市の事例では、住民の意思が反映される仕組みとなっている。また、もう一つの資金の流れとしては、市民や企業から直接、地域活動・社会活動に資金がまわる仕組みもある。現在、直接の寄付としては、認定NPO法人への寄付のみが税控除の対象となるため、その流れはやや限定的であるが、2.4で述べた公益法人制度改革により、控除される対象が広がることや、企業のCSR意識の高まりから、この資金の流れについても活発なものとなることが期待されている。

5.3 人材・地域活動団体同士のネットワーク

5.3.1 人材 —リーダー的人材の必要性—

3.3でも紹介しているとおり、世田谷区においても現在、地域における様々な課題解決を区民、地域活動団体、企業、行政が協働して取り組んでいる事例が数多く存在する。これらの活動が持続・発展していくためには、前述のとおり多くの住民参加が必要であるとともに、その中で中心となって活動をひっぱっていく人材が重要であり、そうした人材を育成することは急務であろう。実際に世田谷区が実施している人材育成の取り組みの例を以下にあげる。

(1) 地域防災リーダーの育成

平成17年度からの3年間で300名の地域防災リーダーを養成した。地域防災リーダーは防災に関する専門的な知識を習得してもらい、「防災士」の資格を取得した者であり、地域での防災訓練等において、地域でその知識をフィードバックしてもらうことが期待される。地域での防災活動を担っている防災区民組織などの自主防災組織に加入してもらい、中心となって活動してもらう人材の育成を通じて地域の防災力の向上を図っている。現在は地域防災リーダーに対してフォロー研修等を実施し、より地域でのリーダーの活用を進めている。

(2) 子育てカレッジ

子育てカレッジとは、家庭・地域の子育て力向上をめざし、子育て当事者や子育て支援に携わる人々、また、今後これらに関わる人々がともに「つながり」「学びあい」「はばたいていく」仕組みである。家庭や地域の子育てを支援するため、調査研究、情報収集・提供、人材育成など幅広い活動を実施している。この中で人材育成として、講座、研修の実施により、地域で子育ての支援を行う人材を育成している。今後は更に現在子育て当事者である方が、次の支援者となる地域循環型の支援のための仕組みづくりをめざしている。

(3) 人まち塾

平成20年度に、様々な地域活動に際してコーディネートができるリーダー的な人材を育てるため、人まち塾を実施している。これまでも実施してきている講義等による座学に加え、実際に福祉施設などの現場において、活動を体験してもらいながら、リーダーとなる人材の育成を進めている。今後、人まち塾の卒業生の地域での活用を推進していく。

このような地域活動の担い手として、中心となって活動してもらおうリーダー的な人材の育成については、今後も区においての重要な取り組みの一つであろう。一方で、せっかく積極的な意思を持って意欲的に学び、知識を得た人材が、地域の中にとけこめないという可能性も危惧されるところである。育成された人材が、地域ですでに活動している諸団体にスムーズに加わり、その中で十分に力を発揮し、地域へ貢献できるよう、行政がコーディネートやフォローアップについて取り組むことが重要となつてこよう。

5.3.2 地縁団体と地域活動団体のネットワーク

5.3.1の最後にリーダー的な人材と既存の地域活動団体との融合の重要性について述べたが、このことは団体同士においても全く同じことが言えよう。昔から地域で多岐にわたる活動を担ってきた町会・自治会といった地縁団体と、比較的新しい目的達成型の団体が一つの地域で、課題解決を図るために活動を行う際に、連携、協働して活動を行うことができれば、その効果は単独で行う場合よりもはるかに高いものとなるであろう。両者の集団の性質が異なるため、ハードルは低いとは言えない。もともと町会は決められたエリアの中で、世帯単位で原則全戸加入である団体で、地域における様々な課題に対して、包括的に対応してきた団体である。これに対し、NPOなどの目的志向型の団体は、個人の自発的な意思により任意に集まった者が、ある課題解決のためにミッションを設けて活動を行っている団体である。構成経緯も異なれば、活動範囲も異なるため、互いに相手方を見た

時に、相容れないと感じることも少なくはないだろう。しかしながら、町会長へのヒアリングの中でもあったように、「町会もボランティアなど町外の人を借りることが重要となっている」という認識を持っているように、今後は新しい団体と連携していく必要がある。加入率が低下し、地域に根ざしたボランティアな集団となりつつある町会も少なくない中で、同じ活動分野の新しい団体と連携することは欠かせない。一つの活動を実施するにあたり、町会・自治会、学校、ボランティア団体、NPOなどが一緒に活動していくなかで、交流が深まり、ひいては町会・自治会が抱える人材不足、後継者不足という課題についても、こうした交流を契機として、後継で役員に就くというケースもみられた。

他方、NPOなどの市民活動団体も、区民や地縁団体に対し、自らの活動を積極的にアピール、公表することで、自身の活動を理解・認識してもらい、地域や地縁団体が受け入れやすい環境を構築する必要がある。これらのコーディネートについては、行政も積極的に支援していくことが、団体同士の協働、連携、交流を活発にしていく最短の道であろう。これについては、5.1で紹介したせたがや生涯現役ネットワークなど、世田谷区でも取り組みを実施しているところである。また、平成17年度より実施してきた地域の人と人のつながりをつくる事業を支援する「地域コミュニティ活性化支援事業」については、より一層地域に根ざした活動を支援することを目指し、平成20年度より「地域の絆再生事業」が実施されている。この事業では、地域の活動団体が町会、自治会などの地縁団体とのつながりを前提に、地域に貢献する事業であることが助成金交付の基準となっている。さらに総合支所の地域ごとに助成金を受けた団体同士の地域交流会を実施し、町会や地域活動団体相互の交流の機会を創出している。このような取り組みを充実させ、団体間の新たなネットワークを構築していくことこそが、地域の力というものを向上させる最大の武器となろう。

5.4 地域活動団体と行政の共通ルールづくり

実際に地域団体と行政が協働事業を実施していくうえでは、両者が共通の認識をもってそれぞれの役割を果たしていくことが必要である。これは、土台部分として非常に重要な事柄であるが、各所管がそれぞれの分野で様々な形で協働事業を実施しているため、統一されていない（協働支援事業については一定のルールに基づいている）。そこで、統一のルールをつくり、地域団体と行政が共にそのルールに基づいて、協働事業を実施していく必要がある。このルールを策定した他自治体の先進事例を以下で紹介する。

神奈川県川崎市では平成17年4月に自治基本条例を制定し、この中で「参加」「協働」「情報共有」の3点を重視している。とりわけ「協働」については、行政と市民活動団体との間でルールが必要であるとし、平成20年2月に『川崎市協働型事業のルール』を策定した。このルールを協働で事業を実施する際の基本方針・基本原則と位置づけ、お互いが守る内容として尊重するものとしている。

このルールには下記のとおり協働型事業を進める上での6つの原則が明記されている。

- 1) 目的の共有
- 2) 対等の関係
- 3) 相互理解
- 4) 役割分担と責任範囲の確認
- 5) 公開性・透明性
- 6) 成果の振り返り（評価・検証）

協働事業には委託、補助、共催、事業協力など様々な形態があるが、基本的に両者で協定・契約を締結することになる。協定書では上記6原則をお互いに尊重し、協働して課題の解決に取り組むことが記載されている。委託等の契約書では目的、内容、責任主体、役割分担などが記載されている。

この協働型事業には提案制度等を利用して、市民活動団体から行政に働きかけて実施するものと、行政から市民活動団体に働きかけて実施するものがあり、どちらもこのルールを守り実施していく仕組みとなっている。

協働事業を実施するにあたっては、行政と活動団体が共通の認識をもって取り組んでいく必要がある。「協働」という概念を各所管、もしくは各担当者がそれぞれ独自に解釈し、実際に事業を実施している現状では、NPO法人をはじめとする、行政と協働事業を実施しようとする相手方は、困惑するばかりである。そこで、世田谷区においても、共通のルールを作ることを想定し、どういった視点に基づくべきか、本研究の中で検討してみたい。

まず、市民活動団体と行政がお互いに守るべきルールを作るからには、その作成にあたっては、両者で作成していく必要があるだろう。基本となる案を行政で作成し、説明会や情報提供を実施し、案に対する団体からの意見を踏まえ決定する。これは、今回の例に限らず多く取られる住民参加の手法であろうが、「協働事業のためのルールづくり」ということであれば、一から市民活動団体も参画できる状況が望ましい。そのためには、行政から距離を置いた会議体などで、行政と市民活動団体が対等な立場で出席し、意見を出し合い、作り上げるなどといった工夫が必要であろう。こうした両者の話し合いの中で契約書なのか、協定書なのかの議論もあろうし、評価を相互にするか、第三者とするかといった議論もあろう。ということもあり、ルールの中身についてここでなにかを述べることは避け、より前提となる部分に絞って言及していく。

最も重要なことは、お互いをよく知ることである。市民活動団体と行政の目的が100%一致することはないであろう。それ故に協働事業として、1つの事業において同じ方向（これも一致ではない）を向いて、それぞれの目的を達成するのである。この目指すべき最終目標、成果がお互いに明確であればよく、同じである必要はないのである。これが「お互

いを知ることが重要」と記したところで、これを履き違えると、市民活動団体も行政も、ストレスがたまっていく結果となろう。市民活動団体の活動は、自主性、自発性に富んでいる。地域や対象者にこれが良い、やってあげたいと思ったことをやっているのである。また、地域の中から発生した活動というものは行政よりも課題を早く見つけ出し、それに対応すべく取り組みを行っていることが多い。これを協働事業に際して行政が公平性、画一性を重んずるばかりに、その独自性を消すような契約を行えば、相手方である団体は行政の下請けと同じではないかという思いになるだろうし、協働したことによる相乗効果は期待できない。例えば、行政が制度の範囲内で実施している公共サービスの狭間の部分をNPO等が担っている活動があるとする。これを行政とNPOが協働で行うことで、その成果を増大することが協働事業の目的となる一方で、制度内の部分は、これまでどおり行政が単独で事業を実施してもよいであろう。これらを実現していくためには、行政職員一人ひとりが、NPO法人など市民活動団体の特性をよく理解する必要がある。世田谷区でも職員の理解を深めるため、毎年採用2年目の若手職員を対象にNPO法人と共同で研修を実施している。NPOの基礎知識を身につけるとともに、NPOの立ち上げのシュミレーションを実施するなど、NPOを知り、関わり方を習得させている。しかし「1日では時間が短い」、「実際のNPOの現場に出る研修があった方がよい」などの意見もでている。また、職務として実際に協働事業に携わる経験がないと、なかなか知識が自分のものにならない。個人に理解が浸透していかなければ、組織にも浸透していかず、今後もより一層研修や現場で直接NPO団体と関わることを通じて、理解を深めていかななくてはならない。

一方で、市民活動団体の側も行政の特性を理解する必要がある。言うまでもなく、行政の資金は税金である。公平、平等といった観点に基づき画一的に実施する事業も数多くあり、これらの事業を民間に委託するということもある。委託という形態が協働に入るかという議論は賛否両論あるが、ここでは、協働事業の一形態に入れて言及する。委託を受けた団体が、本来やりたかったことが自由にできないという意見を耳にするが、当該事業は行政が達成したい目的をもって実施する事業である。これを団体は自身の活動分野、専門性を鑑み、団体の目的と同方向であれば、受託を検討するべきであり、そうでないのであれば、ストレスを抱えてまで受託するべきではない。

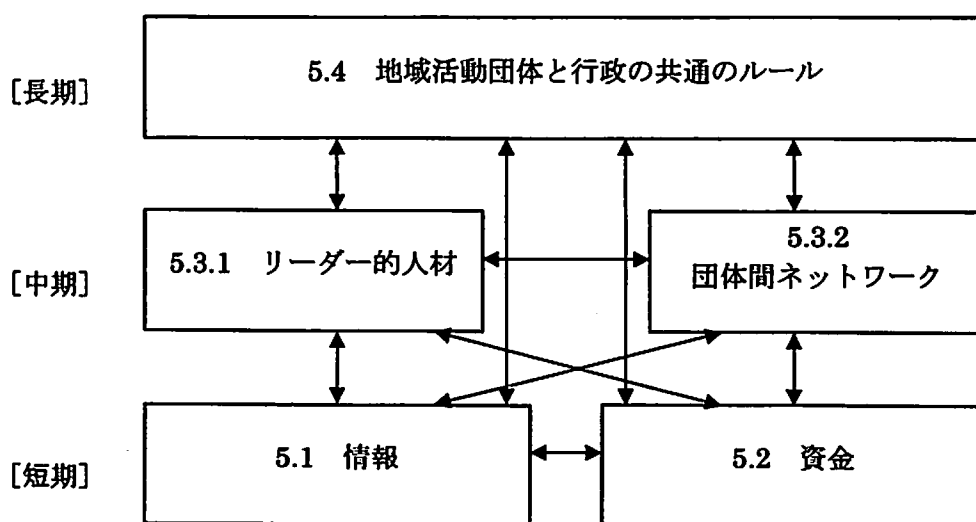
また、協働事業は市民活動団体と行政が対等な関係であることが重要である。対等というのは、お互いに言いたいことが言えるということではないか。そうだとすれば、委託は対等ではないと考える前に、自身の活動目的に合わない事業であれば、受けないという自立した市民活動団体であることが、対等な関係となり得る団体としての大前提であろう。そうでなければ、言いたいことが言えないのだから。先駆的に活動を実施してきた経験から、行政が示す課題解決方法に問題提起をし、より良いものを作り上げることは大変良いことである。行政職員もその問題提起を深く受け止める必要があるし、政策上受け止められないものであった時は、市民活動団体は自身で目的を達成する。こうした対等ながら自

立した関係が両者に求められているのではないだろうか。

5.5 4つの要素の融合から協働社会へ

以上がこの章で述べたい協働社会を創りあげるうえで重要となる4つの要素となるが、この4つの要素がどれも欠けることなく、互いに関連しあいながら、育まれ、定着していくことで、少しずつ協働社会が築きあげられていくこととなるのだろう。これら4つの要素が定着するまでの時間で分類・体系化を図ると図5のようになる。

図3 4つの要素の体系図



各要素の中で、行政と地域活動団体を取り組まなければならないことについては、これまでに述べたとおりである。同時に各要素にかかる取り組みを始めた場合、最初に効果が上がるものは、短期に分類された「情報」と「資金」であろう。次に中期に分類された「人材」、「ネットワーク」があげられ、これについては、人材の育成から、その人材が地域に融合するまで、また、団体間のネットワークについても、行政が団体間のコーディネート役割を担ったとしても、実際に団体同士の交流が深まるまでには、ある程度の期間を要するであろう。最後に長期に分類された「共通のルール」があげられる。ルールの作成については、一定期間内に作成することが可能であろう。しかしながら、これが団体、行政に浸透していくまでに時間を要するであろう。

次にこれらの4つの要素の関連を見ていくことにする。図5に示したとおり、個々の要素が整備されることで、関連する要素の整備が進むこととなる。例えば、情報についての要素が定着することで、リーダー的人材が自身のノウハウを十分に発揮できる団体で活動する機会を得られるであろう。さらに、リーダー的人材が地域に融合することで、その人材を介して団体間のネットワークが創出される可能性も広がる。またこれらが実現してい

く過程で、共通のルールとして捉えるべき事項が研ぎすまされ、よりよいルールへと変貌を遂げることとなろう。このように4つの要素が互いに関連しあいながら、実際に機能していくことを通じて、持続可能な協働社会を創りあげていくこととなるのであろう。

さいごに

世田谷区が30年続けている「世田谷区民意識調査2008」(平成20年6月)によると80.1%が「住みやすい」、78.1%が「これからも住みたいと思う」と回答し、この傾向は昭和50年代から一貫している。また世田谷区は、全国住みたい街ランキングでも6位(地域ブランド調査2007)¹⁵となるなど様々な都市ランキングでも、常に住みたい街の上位にランクされている。内・外からみて、住宅都市としての世田谷区の魅力は高いといえよう。今後、世田谷の魅力や利便性を、維持・向上させていくためには、これまでも、これからも区だけでできるものではない。区民・事業者との幅広い参加と協働の輪を広げて、共にまちをつくっていく事が欠かせない。

しかしながら、「協働」という言葉の概念が定まっていないため、「協働」を追い求めるあまり、「協働することが目的となってしまう」ことが起こっていることもまた事実である。

「協働」がすでに流行の言葉のようになってしまい、いろいろな形のものが協働とうたわれ実施されている。正解、不正解などはつけられないが、少なくとも、協働することにより、単独で実施した時よりも大きな成果が得られ、その成果は間違いなく、区民や地域のために還元されるものでなくてはならない。そうであれば、行政がやってきたことを民間に任せただけのものは、協働とは呼べない。

先に述べたように、対等かつ自立した両者がお互いに、区民や地域のために行うことを念頭に置き、よりよくするために意見交換を重ねていく。こうしたプロセスを経て実施された協働事業こそが、区民や地域のために協働事業を行うという本来の目的が達成される真の協働であり、この仕組みが根付き、より多くの課題が協働で解決できる社会が、めざすべき協働社会の姿である。

¹⁵ 「地域ブランド調査2007」株式会社ブランド総合研究所が、市区町村のブランド化力を『見える化』し、地域ブランド戦略の指標として活用できるよう実施している調査。

参加の拡充についての調査研究

ヒアリングの中でもあげられていたが、地域活動団体が活動を継続していくにあたり、人材不足という課題は現実に大きな問題となっている。地縁団体である町会・自治会などでは特に顕著であろうが、役員の固定化・高齢化、後継者不在という問題に直面している。地域活動への区民の参加を拡充していくためにはどういったものが必要とされているのか、平成 19 年度は団塊世代を中心とした地域参加の拡充の方策について調査研究を実施した。

世田谷区においても、平成 19 年（2007 年）度以降順次 60 歳を迎える、いわゆる「団塊世代」の総数は約 3 万 7 千人にのぼる。さらに、その前後の層含める 55 歳～64 歳の区民は約 10 万人になる。

団塊の世代は、現役時代に多様な経験、知識、技術を習得してきた層である。こうした人材が地域コミュニティの中で、社会資源を有効に活用しながら、地域での自分の役割を見出せる環境を整備、確保することが、活力ある持続可能な地域社会を築き上げるうえで極めて重要である。

しかし一方で、団塊世代の中でもこれまで地域と離れて企業社会などで働いてきた事務職・専門・管理職などのいわゆるホワイトカラーの区民は地域社会・地域コミュニティとの接点が少なかった。こうした方々が、地域へ帰ってきても自らの居場所や役割を見つけられず、地域の中で孤立するなどの問題が生じる懸念も少なくない。団塊世代の地域帰還の軟着陸、こうした課題に対応していくことが求められている。

区ではこれまでも、様々な事業で幅広く区民が地域活動へ参加できるよう多種多様な地域活動支援施策を行ってきた。その範囲は、生涯学習、文化活動、介護予防、地域振興、地域福祉、まちづくりなど極めて広い。実際に参加活動する区民の世代や性別は多彩である。こうした区の事業中でも団塊世代向けの事業がある。しかし、今日の団塊世代の参加にどこまで有効に機能するのであろうか。個人向けの支援施策と団体向けの支援施策よりみえた課題を検証する。

(1) 情報 — 「個人向け支援施策」の現状から—

世田谷区では、個人向けの支援施策として、きっかけづくり・生きがいくづくり、情報提供、人材育成に関する事業を様々実施している。(表 3) これらの事業から見えてきた現状・課題は以下のとおりである。

- ① きっかけづくり・生きがいくづくりの事業は確かに多いが、事業の担当課がそれぞれに PR しているため、情報が一元化されておらず、その結果として情報入手がしにくくなっている。
- ② 類似内容の事業の場合、事業の差別化がどのように図られているかわからない

め、内容の比較検討がしにくい。

③ 支援策と支援ニーズがマッチングしているのか不透明。

これらの現状から情報提供の工夫が必要であるという課題が見えてきた。

①と②は、事業の目的は同じでも各事業の担当課が異なる場合、情報が共有化されないことから生じていると考えられる。事業を効果的、効率的に実施するうえでも、縦割り組織の壁を取り払った工夫や整理が必要である。例えば、事業目的が同じような場合には、事業間で統一PRなどを行うことで、情報の受け手である区民は、利用したい事業を複数並べて比較することができる。団塊の世代のみならず、多様な世代において、それぞれ様々なニーズをもつ区民に対して、各所管は、それぞれの施策目的に応じて事業を展開している。これらの事業を、利用する世代や利用ニーズ共通の眼鏡で捉えなおし、わかりやすく提供していくべきと考える。情報を欲するもしくは、区が戦略的に情報を送り届けたいそれぞれの区民層にあわせた、情報提供のきめこまかな工夫こそが必要である。

③については、慣例化している事業が、今の時代に合っているのか、改めてゼロベースで再考する必要があるだろう。定期的に支援ニーズのアンケートを行うなど、支援ニーズを定量的に把握することが考えられる。ただし、価値観やニーズが多様化しているため、リニューアルを求める区民がいる一方で、「従来のもままで良し」とする固定客があることも忘れてはならない。こうした中で、団塊世代というこれまでの必ずしも顧客の中心ではなかった、新たに開拓すべき膨大な顧客ターゲットへ、どのようにしたら受け入れられるかとの観点から検討する必要がある。このことが、団塊世代へ地域という新しい分野への参加を促す第一歩になる。

以上をまとめると「情報提供の工夫」とは、情報過多の現代において、各個人が地域活動に参加するために必要な情報を、的確につなげるためのシステムを工夫して作り出すということである。

では、他自治体等の先駆的事例より、人と情報の間に介在し、両者を的確につなぐ仕組みを以下に提示する。

表1 「情報提供の工夫」の事例

	事例	備考	事例から得られた知見
人 ⇕ キーパーソン ⇕ 情報	「地域コーディネーター育成」(近江八幡市社会福祉協議会) 退職した男性が地域活動に入りやすくする「仕組み」をつくり、退職男性と地域を結ぶ『つなぎ役』としてコーディネーターを育成。コーディネーターたちは退職後、家に閉じこもり	地域福祉コーディネーター(神奈川県福祉部地域福祉推進課)	① 地域の「核」となる人づくり “地域”コーディネーターであることが重要。地域に限定しないと、顔が見えなくなってしまう。地域に密着することによって、アンテナ機能の感度を高く保つことができる。

	がちな男性からの相談をはじめ活動団体の紹介やボランティア体験の機会などを提供する。		
人 ⇕ 情報システム ⇕ 情報	「三鷹いきいきプラス」(三鷹市健康福祉部高齢者支援室) 高齢者の「できること」「したいこと」「してほしいこと」の組み合わせをIT(情報システム)等を活用して引き合わせるマッチング事業。	こらびっと 文京(文京区区民課協働推進担当)	② 情報を取捨選択・収集処理できる、活用しやすい情報プラットフォームづくり 区 HP のトップページにあるバナーからすぐに「三鷹いきいきプラス」へ入ることができるため、情報収集の障壁を感じずに済む。
人 ⇕ 事業者 ⇕ 情報	「街のコンシェルジュ中延センター」(中延商店街・NPO 法人バリアフリー協会) 高齢者及び高齢世帯の“困り事”を、コンシェルジュ(有償ボランティア)が支援する“共助の事業”。高齢者の“たまり場”「街中サロン」も設けている。	滋賀咲く BLOG (社会) 起業家が立ち上げた「地域ブログポータルサイト」	③ ビジネスとの協働 企業にとっても新しいビジネスモデルであり、新たなビジネス市場の開拓となる。

表 1 より人と情報の間に介在し、両者を的確につなぐものとして①キーパーソン②情報システム③事業者の3つが考えることがわかった。こうした手法を用いて、地域活動に参加をしたい区民のもとへ、それぞれのニーズにあった情報を提供していくことが、地域参加の拡充のために求められる。

(2) 場所 - 「団体向け支援施策」の現状から-

一方で、個人向けだけでなく、団体向けの支援施策として、活動場所の支援、活動資金援助、ノウハウなどの提供に関する事業も様々実施している。(表 4) これらの事業から見えてきた現状・課題は以下のとおりである。

①多くの公共施設を整備してきたが、今後団塊世代が地域に参加し、いっそう盛んになることが予想され、地域活動の活動場所の不足の声がこれまで以上に懸念される。

②支援策と支援ニーズがマッチングしているのか不透明。

これらの現状から新たな活動場所の開発が必要であるという課題が見えてきた。

①について、世田谷区は 80 年代から集会所機能をもつ公共施設の計画的な整備確保に努め、他自治体と比べて遜色はない。むしろ進んでいるといえよう。さらに地域活動参加者の活動場所不足の声に応じ、学校施設の活用など公共施設整備により、さまざまな工夫をしてきたが、住民活動の広がりによりなお活動場所の確保の声はなくなる。今後、新

新たな公共施設を追加整備するというのは、現在の公共施設の維持や更新を考えると現実的な政策の選択肢でない。加えて、人口構成の変化や人口減少時代の到来など不確定な要素も多い。機能、管理、コスト、人口構成の変化などの諸点を総合的に判断し、活動場所の不足については、これまでの「区が公共空間を整備する発想」から転換して、新たな方式を模索するべきである。

②については「個人向け支援施策」の場合と同様、慣例化している事業が、今の時代に合っているのか、支援ニーズのアンケートを行うなど、支援ニーズを定量的に把握し施設の機能や管理方法などの工夫をとり続けることが重要である。

では、新たな活動場所の開発のため、「新しい公共空間」として、こういったものが考えられるかを検証していきたい。先駆的事例より、民間の資源を活用し、区と民間がかかわる新たな公共の場の仕組みを以下に提示する。

【(表2)「新たな活動場所」の事例】

	事例	備考	事例から得られた知見
新しい公共空間	「地域共生のいえ」(世田谷ラスト) 新しい公共空間タイプ。 近年、私有地が近隣に開放され、“まちのちいさな、新しい公共空間”として、市民により運営される事例が全国に広がっている。	みつや交流亭(大阪市淀川区)、とよさと快蔵プロジェクト(滋賀県犬上郡豊郷町)、からすやまハウス(NPO 法人ハートウォーミング・ハウス)	① 活動場所として占有するのではなく、なんでもシェアの発想 → 私立学校、教会、マンションのゲストハウス等の可能性は考えられるか。
民間企業が行っている“場”の多面的な展開	「TEPCO de am/pm」(新業態コンビニ) 「豊かな生活とコミュニティの支援、困ったときに頼りになるサービス」をテーマに、コンビニの中にコンシェルジュコーナーを設置し、様々な提携先とアライアンスを組み、適切なコンテンツ(法律・リフォーム・ガーデニング・旅行相談等)を利用者に紹介する。	NPO 法人さなぎ達と横浜市とローソンの協働 (ローソンがさなぎ達に「販売期限切れ、賞味期限前」の弁当を無償提供。 横浜市が NPO と企業の協働をコーディネート)	② 民間資源の有効活用とビジネスとのタイアップ 企業にとっても新しいビジネスモデルであり、新たなビジネス市場の開拓となる。

これまでの地域活動団体の活動場所とは、主に区民センター、地区会館、区民集会所、

学校教育施設など「区が整備する公共施設」であった。

これに対し、新たな活動場所とは、「区が整備する公共施設」以外の「新しい公共空間」のことである。では「新しい公共空間」について整理しておきたい。

日本において公共性とか公共空間といった場合、公共事業、公共投資、公教育、公安などの国家が法や政策を通じて国民に対して行う活動、国家に関する公的なものがすべてであったといっている。日本の公共性やその空間は、明治政府以来、国が決めたものであり、無条件に国民はそれに従うものとされてきた。

だがしかし、1995年の阪神・淡路大震災は、危機の中で行政システムが機能不全に陥るとき、人々が自主的に公共を担うことを示した。行政が一元的に公共性を担うことの限界を露呈するとともに、社会自助の市民活動が公共を担いうることを証明した。ある政府文書は次のように言う。

「今日、公共性の空間は、もはや中央の間の独占物ではなく、地域社会や市場も含め、広く社会全体がその機能を分担していくとの価値観への転換が求められている」（行政改革会議『最終報告』第3章、1997年12月）。

すなわち新しい公共空間とは、多角的な担い手がつながり、交錯していく広がりを持つ空間のことである。

表2の先駆的事例より「新しい公共空間」には、①私有地と②民間企業資源の2つが考えうることがわかった。区では、これまでも、トラストまちづくりセンターによる地域共生の家、社会福祉協議会による支えあい活動のあめの憩いの場など先駆的な取り組み事例がある。区民・事業者が公共の空間として、個人の宅の居室、企業や法人の会議室、企業や法人の駐車場などを、区民・団体に提供する。こうした事例をさらに拡大していくことが重要である。さらに、計画的・時限的に必要なエリアで場を募集し、確保していく新しい仕組みによる場の創造も可能となってくるであろう。

表3 個人向け支援事業（事業を目的、類型で整理）

	趣味・学習	ふれあい・社会との接点・社会貢献
きっかけ作り 生きがい作り	<ul style="list-style-type: none"> ○土と農の交流園（60歳以上の区民を対象とした講座（果樹、造園、野菜、花コースで各30名））（生涯現役推進課） ○世田谷区園芸講座（基礎的な家庭園芸の実技を講座。有料。60歳以上の区民で軽作業が可能な方）（生涯現役推進課） ○世田谷市民大学（政治・社会・人間・経済の4つの年間コースがあり、週1回、2年次制のゼミナール方式の講義がある）（文化・国際・男女共同参画課） ○世田谷区リカレント学習連携講座（一般対象）（区都区内大学が連携して、講座を実施）（生涯学習・スポーツ課社会教育係） ○世田谷eカレッジ（一般対象）（区内の大学都区教育委員会が連携したインターネットを活用した講座）（生涯学習・スポーツ課社会教育係） ○高齢者講習会（書道、囲碁、囲碁入門、将棋のコースがある）（生涯現役推進課） ○陶芸教室（陶芸の初歩から。有料。60歳以上の区民）（生涯現役推進課） ○シルバー工芸教室（紙すき、木彫り、七宝焼きの3コース。有料）（生涯現役推進課） 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者クラブ（地域ごとにクラブを組織し、趣味、教養、健康増進、ボランティアなどの活動を行い、仲間づくりに役立てる）（生涯現役推進課） ○生涯学習セミナー（60歳以上の区民を対象（地域によっては55歳以上）に、「生きがいを求めて、ともに学び、新しい友達をつくる」ことを目的に実施）（地域振興課） ○生涯大学（社会、福祉、生活、文化から1コースを選択。有料。60歳以上の区民。）（生涯現役推進課） ○地域デビューワークショップ（退職後に地域で活躍したいと考えている団塊世代を中心としたシニアの方々に、地域のボランティア活動や地域ビジネス、サークル活動などを体験していただき、地域活動に必要な準備やサポートを一緒に考えるワークショップを開催。）（生涯現役推進課）
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯現役ハンドブック（地域活動メニューを紹介するハンドブック）（生涯現役推進課） ○GAYAGAYA 50s（シニアライフの再発見情報誌）（生涯現役推進課） ○ボランティアセンター・ボランティアビューロー（ボランティアに関する各種相談に応じるほか、ボランティアに関する資料の閲覧もできる）（世田谷ボランティア協会） ○地域支えあい活動の相談（「気楽で楽しい集まりに参加したい」「身近なところで地域のお手伝いをしたい」など、身近な地域での住民同士による仲間づくりの支援）（世田谷区社会福祉協議会） ○区ホームページ（広報広聴課） ○区のお知らせ（広報広聴課） ○ミニコミ誌（出張所） 	
人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援者養成研修（地域の子育て支援者として活動を行うため子どもからだ、発達心理、遊び方などを学ぶ講座。）（世田谷区社会福祉協議会） ○ふれあい福祉入門（地域の支え合い活動に安心して参加できるよう、活動に役立つ基本的な知識・技術を学ぶ講座）（世田谷区社会福祉協議会）

平成20年3月現在

表4 団体向け支援事業（事業を目的、類型で整理）

	活動当初を支援	→ 安定的な活動を支援
活動場所の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○けやきねっと（区民センター、地区会館、区民集会所、社会教育施設等の公共施設予約案内）（市民活動推進課） ○高齢者集会所（昼夜に団体利用、昼は高齢者優先）（生涯推進課） ○地域共生のいえづくり支援事業（建物所有者が地域に役立つ活動を支援）（トラストまちづくり） ○区民フロアの貸し出し（まちづくり活動に貸し出し）（出張所、まちづくり出張所） ■新樹苑（集会施設、図書室、などの課貸し出し）（生涯現役推進課） ■老人会館（講座開催や憩いの場として個人利用もできる）（生涯現役推進課） ■厚生会館（高齢者の趣味や教養の場として個人利用できる）（生涯現役推進課） ■敬老会館（昼は高齢者の娯楽・憩いの場として利用できる）（生涯現役推進課） ○ふれあいの家（ふれあい活動の場として貸し出す）（社会福祉協議会） ■NPO サポートセンター（市民活動推進課） 	
活動資金援助	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動団体への助成（地域コミュニティ活動を実践している団体に活動に必要な物品または指導者謝礼などの助成）（地域振興課） ○世田谷まちづくりファンド（住民の主體的なまちづくり活動を資金面で支援する）（トラストまちづくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ■講師料助成制度（文化学習活動をしている社会教育団体による学習会講演会を行う際の講師料を助成する。）（生涯学習スポーツ課） ○市民活動支援事業（区提案の事業を協働するNPOに企画を募集し支援する）（市民活動推進課） ○地域コミュニティ活性化支援事業（地域のコミュニティを活性化する活動へ支援する）（市民活動推進課）
ノウハウなどの提供	<ul style="list-style-type: none"> ■シニアリーダー研修（地域活動の指導者の養成）（生涯学習スポーツ課） 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり事業（活動への技術的支援、情報誌の発行、学習会の開催、住民参加ワークショップの相談）（トラストまちづくり）

平成20年3月現在

施策の分類

①支援期間の対象 切り口1：上げ草創期のみ限定 切り口2：安定的な活動を支援

②対象者や活動内容を限定しているか ■生涯学習、福祉活動、高齢者など ○限定せず